

入札説明書変更概要

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1								【事業者】：本事業の実施に際して、事業計画策定業務、県営住宅整備業務、 <u>生活支援施設等整備業務</u> 及び用地活用業務を実施する者をいいます。なお、本事業においてSPC（特別目的会社）の設立は不可とします。	【事業者】：本事業の実施に際して、事業計画策定業務、県営住宅整備業務及び用地活用業務を実施する者をいいます。なお、本事業においてSPC（特別目的会社）の設立は不可とします。
2								<u>【生活支援施設等整備企業】：事業者のうち、生活支援施設等整備業務に当たる企業をいいます。</u>	(削除)
3								【活用用地】：事業用地のうち、 <u>生活支援施設等及び</u> 民間施設等の整備用地で、事業者が選択した部分をいいます。(添付資料03を参照ください。)	【活用用地】：事業用地のうち、民間施設等の整備用地で、事業者が選択した部分をいいます。(添付資料03を参照ください。)
4								(追加)	<u>【建替集会所】：事業用地において特定事業者が新たに整備する集会所をいいます。</u>
5								(追加)	<u>【多目的スペース】：特定事業者が整備する、建替集会所と一体的に利用できるスペースをいいます。</u>
6								【建替住棟等】：建替住棟に加えて、 <u>事業用地において特定事業者が新たに整備する集会所（生活支援施設等を集会所内に整備する場合、当該室を含む。</u> 以下「建替集会所」という。）、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等の総称をいいます。	【建替住棟等】：建替住棟に加えて、 <u>建替集会所及び多目的スペース</u> （以下「建替集会所等」という。）、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等の総称をいいます。
7								<u>【生活支援施設等】：付帯事業として生活支援施設等整備企業が整備する生活支援施設等（添付資料07に示す施設とする。）をいいます。</u>	(削除)
8							用語の定義	【民間施設等】：付帯事業として用地活用企業が整備する住宅（共同住宅、下宿、寄宿舎を含む。） <u>及び</u> 店舗（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第二号から第五号までに該当するものに限る。）をいいます。	【民間施設等】：付帯事業として用地活用企業が整備する住宅（共同住宅、下宿、寄宿舎を含む。）、 <u>店舗</u> （建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第二号から第五号までに該当するものに限る。） <u>及び生活支援施設等（添付資料07に示す施設とする。）</u> をいいます。
9								【既存住棟等】：事業用地内に存する1号棟 <u>から3号棟、5号棟から</u> 8号棟、11号棟、12号棟、集会所、ポンプ室、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいいます。	【既存住棟等】：事業用地内に存する1号棟、 <u>7号棟、</u> 8号棟、11号棟、12号棟、集会所、 <u>老人憩いの家、</u> ポンプ室、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいいます。
10								(追加)	<u>【既存集会所等】：事業用地内に存する集会所、老人憩いの家及びその付帯施設をいいます。</u>
11								【応募グループ】：施設の設計、建設、工事監理、 <u>生活支援施設等の整備、生活支援施設等の運営</u> 及び提案に応じて行う用地活用の能力を有し、本事業に応募する者をいいます。	【応募グループ】：施設の設計、建設、工事監理及び提案に応じて行う用地活用の能力を有し、本事業に応募する者をいいます。
12								<u>【H30・31参加者名簿】：平成30年度及び平成31年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿をいいます。</u>	(削除)
13								<u>【R02・03参加者名簿】：令和2年度及び令和3年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿をいいます。</u>	【参加者名簿】：令和2年度及び令和3年度愛知県建設局・都市整備局・建築局入札参加資格者名簿をいいます。
14								【事業計画策定業務】：事業者が行う、建替住棟等、 <u>生活支援施設等</u> 及び民間施設等の整備に関する事業計画を策定する業務をいいます。	【事業計画策定業務】：事業者が行う、建替住棟等及び <u>提案に応じて行う</u> 民間施設等の整備に関する事業計画を策定する業務をいいます。
15								【県営住宅整備業務】：特定事業者が行う、建替住棟等の整備に関する事前調査、 <u>既存住棟等</u> の解体撤去に関する業務、建替住棟等の整備及び整備に関連するその他の業務をいいます。	【県営住宅整備業務】：特定事業者が行う、建替住棟等の整備に関する事前調査、 <u>既存集会所等</u> の解体撤去に関する業務、建替住棟等の整備及び整備に関連するその他の業務をいいます。
16								<u>【生活支援施設等整備業務】：生活支援施設等整備企業が行う、生活支援施設等の整備及び運営に関する業務をいいます。</u>	(削除)
17	1	1						この入札説明書は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和元年6月14日（ <u>令和2年3月5日付け一部変更</u> ）に特定事業として選定した「愛知県営野並住宅PFI方式	この入札説明書は、愛知県（以下「県」という。）が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、令和元年6月14日（ <u>令和2年7月17日付け一部変更</u> ）に特定事業として選定した「愛知県営野並住宅P

						整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象に交付するものです。	F I 方式整備等事業」(以下「本事業」という。)を実施する事業者を募集及び選定するにあたり、入札参加を希望する者を対象に交付するものです。	
18	2	2	(1)	エ		<p>整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした<u>低廉で良質な住棟へ建替を行うことを目指しています。また、それとともに、住棟の集約化により創出された用地においては、生活支援施設の導入を図ることで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指しています。</u></p> <p>このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備するとともに、<u>生活支援施設等整備企業が地域に必要とされる生活支援施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うことで、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とします。</u></p>	<p>整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした、<u>低廉で良質な住棟へ建替を行うことで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指しています。</u></p> <p>このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備することにより、<u>県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とします。</u></p>	
19	2	2	(1)	オ	(ア)	<p>本事業は、P F I 法に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに<u>既存住棟等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転するB T (Build Transfer) 方式により整備を行う本体事業(特定事業)と、生活支援施設等整備企業が生活支援施設等の整備、及び、提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備を行う付帯事業を行う</u>ものです。</p>	<p>本事業は、P F I 法に基づき実施し、特定事業者が自らの提案をもとに<u>既存集会所等の解体撤去、建替住棟等の設計・建設等を行い、県に所有権を移転するB T (Build Transfer) 方式により整備を行う本体事業(特定事業)と、提案に応じて、用地活用企業が民間施設等の整備(付帯事業)を行う</u>ものです。</p>	
20	2	2	(1)	オ	(イ)	<p>a 整備対象施設</p> <p>(a) 建替住棟</p> <p>(b) 建替集会所</p> <p>(c) 付帯施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内通路</li> <li>・駐車場</li> <li>・自転車置場</li> <li>・児童遊園</li> <li>・植栽植樹</li> <li>・共用倉庫(建替住棟の階段下等)</li> <li>・ごみ置場</li> <li>・案内看板</li> <li>・消防水利・消防活動空地</li> <li>・電気室等</li> </ul> <p>b 解体・撤去施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存住棟等</li> </ul> <p><u>c 生活支援施設等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援施設等</li> </ul>	<p>a 整備対象施設</p> <p>(a) 建替住棟</p> <p>(b) 建替集会所等</p> <p>(c) 付帯施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・敷地内通路</li> <li>・駐車場</li> <li>・自転車置場</li> <li>・児童遊園</li> <li>・植栽植樹</li> <li>・共用倉庫(建替住棟の階段下等)</li> <li>・ごみ置場</li> <li>・案内看板</li> <li>・消防水利・消防活動空地</li> <li>・電気室等</li> </ul> <p>b 解体・撤去施設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存集会所等</li> </ul>	
21	3	2	(1)	オ	(エ)	<u>金1,521,183,900円</u> (消費税及び地方消費税相当額含む。)	<u>金1,351,559,000円</u> (消費税及び地方消費税相当額含む。)	
22	3	2	(1)	カ	(ア)	<u>令和2年7月</u> (愛知県議会における本事業契約に係る議案の議決後。)	<u>令和2年12月</u> (愛知県議会における本事業契約に係る議案の議決後)	
23	3	2	(1)	カ	(イ)	<p>本事業のうち、建替住棟等の整備、所有権移転及び引渡し、<u>既存住棟等の解体撤去</u>が完了するまでの期間は、<u>令和2年7月</u>から<u>令和6年1月</u>までとします。</p>	<p>本事業のうち、建替住棟等の整備、所有権移転及び引渡し完了までの期間は、<u>令和2年12月</u>から<u>令和5年8月</u>までとします。</p>	
24	3	2	(1)	カ	(ウ)	<p>付帯事業において活用用地を取得しない場合を除き、<u>活用用地内の既存住棟等の解体撤去完了後、</u>県との協議によるものとします。</p>	<p>付帯事業において活用用地を取得しない場合を除き、県との協議によるものとします。</p>	
25	3	2	(1)	キ	(ア)	a	<p>県営住宅整備業務費について、<u>令和2年度以降、</u>各年度末の他、各年度内において2回を上限とし、その出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います。</p>	<p>県営住宅整備業務費について、各年度末の他、各年度内において2回を上限とし、その出来高部分に相応する費用の10分の9以内の額を支払います。</p>

26	3	2	(1)	キ	(ア)	b	<p>県営住宅整備業務費のうち、本事業完了前に引渡しを要する次の(a)から(e)までの業務に係る費用については、当該業務の引渡し時に残額を一括して支払います。<u>ただし、(e)については、一団の業務を対象とします。</u></p> <p>(a) 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務  (b) 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務  (c) 建替住棟の整備に関する業務  (d) 建替集会所の整備に関する業務  (e) 既存住棟等の解体撤去に関する業務</p>	<p>県営住宅整備業務費のうち、本事業完了前に引渡しを要する次の(a)から(e)までの業務に係る費用については、当該業務の引渡し時に残額を一括して支払います。</p> <p>(a) 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務  (b) 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務  (c) 建替住棟の整備に関する業務  (d) 建替集会所等の整備に関する業務  (e) 既存集会所等の解体撤去に関する業務</p>																																							
27	4	2	(1)	キ	(イ)	<p>a 特定事業者は、県営住宅整備業務費を、(ア)の県からの支払いがあるまでの間、負担することとします。</p> <p><u>b 生活支援施設等整備企業は、県から活用用地を取得する場合は、自らが提案した活用用地の売買契約を県と締結後、速やかに契約保証金を県へ支払うこととし、土地譲渡までに残額を一括して支払うこととします。一方、県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、当該整備費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する使用料等を負担します。</u></p> <p>c 用地活用企業は、自らが提案した活用用地の売買契約を県と締結後、速やかに契約保証金を県へ支払うこととし、土地譲渡までに残額を一括して支払うこととします。</p>	<p>a 特定事業者は、県営住宅整備業務費を、(ア)の県からの支払いがあるまでの間、負担することとします。</p> <p>b 用地活用企業は、自らが提案した活用用地の売買契約を県と締結後、速やかに契約保証金を県へ支払うこととし、土地譲渡までに残額を一括して支払うこととします。</p>																																								
28	5	3	(1)			<p>本事業は、事業計画策定業務、県営住宅整備業務、<u>生活支援施設等整備業務</u>及び提案に応じて行う用地活用業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の募集及び選定にあたっては、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。</p>	<p>本事業は、事業計画策定業務、県営住宅整備業務及び提案に応じて行う用地活用業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的なサービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価して選定することが必要であることから、民間事業者の募集及び選定にあたっては、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に配慮した上で、総合評価一般競争入札方式を採用します。</p>																																								
29	5	3	(2)			<p>選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>スケジュール(予定)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和2年3月9日</u></td> <td>入札公告、入札説明書等の公表</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年3月9日～3月23日</u></td> <td>入札説明書等に関する質問の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年3月17日</u></td> <td>現地説明会</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年4月6日</u></td> <td>入札説明書等に関する質問回答の公表</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年4月9日～4月13日</u></td> <td>参加書類の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年5月12日</u></td> <td>入札書類の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年6月</u></td> <td>落札者の決定及び公表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定事業者との特定事業仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年7月</u></td> <td>特定事業者との特定事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	スケジュール(予定)	内容	<u>令和2年3月9日</u>	入札公告、入札説明書等の公表	<u>令和2年3月9日～3月23日</u>	入札説明書等に関する質問の受付	<u>令和2年3月17日</u>	現地説明会	<u>令和2年4月6日</u>	入札説明書等に関する質問回答の公表	<u>令和2年4月9日～4月13日</u>	参加書類の受付	<u>令和2年5月12日</u>	入札書類の受付	<u>令和2年6月</u>	落札者の決定及び公表		特定事業者との特定事業仮契約の締結	<u>令和2年7月</u>	特定事業者との特定事業契約の締結	<p>選定にあたっての手順及びスケジュールは以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>スケジュール(予定)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>令和2年7月21日</u></td> <td>入札公告、入札説明書等の公表</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年7月21日～8月17日</u></td> <td>入札説明書等に関する質問の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年8月7日</u></td> <td>現地説明会</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年8月24日</u></td> <td>入札説明書等に関する質問回答の公表</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年8月25日～8月31日</u></td> <td>参加書類の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年9月24日</u></td> <td>入札書類の受付</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年10月</u></td> <td>落札者の決定及び公表</td> </tr> <tr> <td></td> <td>特定事業者との特定事業仮契約の締結</td> </tr> <tr> <td><u>令和2年12月</u></td> <td>特定事業者との特定事業契約の締結</td> </tr> </tbody> </table>	スケジュール(予定)	内容	<u>令和2年7月21日</u>	入札公告、入札説明書等の公表	<u>令和2年7月21日～8月17日</u>	入札説明書等に関する質問の受付	<u>令和2年8月7日</u>	現地説明会	<u>令和2年8月24日</u>	入札説明書等に関する質問回答の公表	<u>令和2年8月25日～8月31日</u>	参加書類の受付	<u>令和2年9月24日</u>	入札書類の受付	<u>令和2年10月</u>	落札者の決定及び公表		特定事業者との特定事業仮契約の締結	<u>令和2年12月</u>	特定事業者との特定事業契約の締結
スケジュール(予定)	内容																																														
<u>令和2年3月9日</u>	入札公告、入札説明書等の公表																																														
<u>令和2年3月9日～3月23日</u>	入札説明書等に関する質問の受付																																														
<u>令和2年3月17日</u>	現地説明会																																														
<u>令和2年4月6日</u>	入札説明書等に関する質問回答の公表																																														
<u>令和2年4月9日～4月13日</u>	参加書類の受付																																														
<u>令和2年5月12日</u>	入札書類の受付																																														
<u>令和2年6月</u>	落札者の決定及び公表																																														
	特定事業者との特定事業仮契約の締結																																														
<u>令和2年7月</u>	特定事業者との特定事業契約の締結																																														
スケジュール(予定)	内容																																														
<u>令和2年7月21日</u>	入札公告、入札説明書等の公表																																														
<u>令和2年7月21日～8月17日</u>	入札説明書等に関する質問の受付																																														
<u>令和2年8月7日</u>	現地説明会																																														
<u>令和2年8月24日</u>	入札説明書等に関する質問回答の公表																																														
<u>令和2年8月25日～8月31日</u>	参加書類の受付																																														
<u>令和2年9月24日</u>	入札書類の受付																																														
<u>令和2年10月</u>	落札者の決定及び公表																																														
	特定事業者との特定事業仮契約の締結																																														
<u>令和2年12月</u>	特定事業者との特定事業契約の締結																																														
30	5	3	(3)	イ	(ア)	<p><u>令和2年3月9日(月)</u>から<u>令和2年3月23日(月)</u>午後5時まで(必着)</p>	<p><u>令和2年7月21日(火)</u>から<u>令和2年8月17日(月)</u>午後5時まで(必着)</p>																																								
31	6	3	(3)	イ	(ウ)	<p>質問に対する回答については、<u>令和2年4月6日(月)</u>までにウェブページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問者名は公表しません。また、提出のあった質問のうち、県が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがあります。</p>	<p>質問に対する回答については、<u>令和2年8月24日(月)</u>までにウェブページ上に公表する予定であり、個別の回答は行いません。なお、質問者名は公表しません。また、提出のあった質問のうち、県が必要と判断した場合には、質問者に直接ヒアリングを行うことがあります。</p>																																								
32	6	3	(3)	ウ	(ア)	<p><u>令和2年3月17日(火)</u>午前10時30分から</p>	<p><u>令和2年8月7日(金)</u>午前10時30分から</p>																																								
33	6	3	(3)	ウ	(ウ)	<table border="1"> <tr> <td>提出先</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>提出先メールアドレス</td> <td>koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>メール及び添付ファイルのタイトル</td> <td><b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b></td> </tr> </table>	提出先	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	提出先メールアドレス	koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp	メール及び添付ファイルのタイトル	<b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b>	<table border="1"> <tr> <td>提出先</td> <td>愛知県建築局公共建築部公営住宅課</td> </tr> <tr> <td>提出先メールアドレス</td> <td>koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp</td> </tr> <tr> <td>メール及び添付ファイルのタイトル</td> <td><b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b></td> </tr> </table>	提出先	愛知県建築局公共建築部公営住宅課	提出先メールアドレス	koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp	メール及び添付ファイルのタイトル	<b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b>																												
提出先	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																																														
提出先メールアドレス	koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp																																														
メール及び添付ファイルのタイトル	<b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b>																																														
提出先	愛知県建築局公共建築部公営住宅課																																														
提出先メールアドレス	koei_jutaku@pref.aichi.lg.jp																																														
メール及び添付ファイルのタイトル	<b>【野並PFI】現地説明会参加申込(企業名)</b>																																														

							提出期限	令和2年3月16日(月) 正午(必着)		提出期限	令和2年8月3日(月) 正午(必着)
34	6	3	(3)	エ	(ア)		(ア) <u>提出期間</u> 令和2年4月9日(木) から令和2年4月13日(月) 午後5時まで(必着)		(ア) <u>期間</u> 令和2年8月25日(火) から令和2年8月31日(月) まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(必着)		
35	6	3	(3)	エ	(イ)		(イ) <u>提出先</u> 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 建設・改善第一グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(郵便番号 460-8501)		(イ) <u>場所</u> 愛知県建築局公共建築部公営住宅課 建設・改善第一グループ 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号(郵便番号 460-8501)		
36	6	3	(3)	エ	(ウ)		(ウ) <u>提出方法</u> 持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便と <u>することとします。また、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く提出期間中の日の、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時まで</u> とします。		(ウ) <u>方法</u> 持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便と <u>し、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに令和2年8月31日(月)午後5時までに必着</u> とします。		
37	7	3	(4)				応募グループ及びその構成員の参加要件及び資格要件は、次のアのとおりとします。ただし、県営住宅整備業務の構成員については、アに加えてイの要件についても満たすこととします。なお、参加書類受付日から落札者の決定前までにいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。 <u>また、</u> 構成員は、本事業に関する業務(事業計画策定業務、県営住宅整備業務、 <u>生活支援施設等整備業務</u> 及び用地活用業務)のうち複数の業務を実施できるものとします。 <u>なお、</u> 構成員の変更の取扱いについてはウのとおりとします。		応募グループ及びその構成員の参加要件及び資格要件は、次のアのとおりとします。ただし、県営住宅整備業務の構成員については、アに加えてイの要件についても満たすこととします。 なお、参加書類受付日から落札者の決定前までにいずれかの要件を欠くこととなった場合は、失格とすることがあります。 <u>応募グループの</u> 構成員は、本事業に関する業務(事業計画策定業務、県営住宅整備業務及び用地活用業務)のうち複数の業務を実施できるものとします。 <u>応募グループの</u> 構成員の変更の取扱いについてはウのとおりとします。		
38	7	3	(4)	ア			構成員はいずれも、参加書類受付時において、次の <u>(ア)から(ク)までの</u> 要件を満たすこととします。なお、構成員は、他の応募グループの構成員として本入札に参加でき <u>ません</u> 。 <u>また、応募グループは</u> 参加書類において、代表企業名、本事業に係る業務に携わる各構成員の企業名及び携わる業務を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。		<u>応募グループの</u> 構成員はいずれも、参加書類の <u>受付時</u> において、 <u>次に掲げる要件</u> を満たすこととします。 なお、 <u>応募グループの</u> 構成員は、他の応募グループの構成員として本入札に参加でき <u>ないものとします</u> 。 <u>応募グループは、</u> 参加書類において、代表企業名 <u>並びに</u> 本事業に係る業務に携わる各構成員の企業名及び携わる業務を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこととします。		
39	7	3	(4)	ア	(オ)		<u>会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者である</u> こと。ただし、 <u>会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者</u> については、 <u>更生手続開始又は再生手続開始の申立てを</u> なされなかった者とみなす。		<u>民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でない</u> こと。ただし、 <u>民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者</u> については、 <u>再生手続開始又は更生手続開始の申立てが</u> なされなかった者とみなす。		
40	7	3	(4)	ア	(カ)		本事業のアドバイザー業務に関わっている法人若しくはその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係 <u>において関連がある者</u> (次のaからcまでのいずれかに該当する関係にある者をいう。以下同じ。)でないこと。 なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。 ・株式会社地域経済研究所 ・株式会社地域計画建築研究所 ・北口・繁松法律事務所 <u>また、令和2年度における本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、決定次第、ウェブ</u>		本事業のアドバイザー業務に関わっている法人若しくはその子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。)又はこれらの者と資本関係若しくは人的関係 <u>がある者</u> (次のaからcまでのいずれかに該当する関係にある者をいう。以下同じ。)でないこと。 なお、本事業のアドバイザー業務に関わっている法人は、次に示すとおりです。 ・株式会社地域経済研究所 ・株式会社地域計画建築研究所 ・北口・繁松法律事務所		

							<u>ページ上に公表します。</u>	
41	8	3	(4)	ア	(カ)	b	<p>その関係が、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する場合。ただし、(a) については会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が<u>再生手続を存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。</u></p> <p><u>(a) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。</u></p> <p><u>(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</u></p> <p><u>(c) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。</u></p>	<p>その関係が、次の (a) から (c) までのいずれかに該当する場合。ただし、(a) については会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が、<u>民事再生法第 2 条第 4 号に規定する更生手続を存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 号に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</u></p> <p><u>(a) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合</u></p> <p><u>①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</li> <li>・会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</li> <li>・会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</li> <li>・会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</li> </ul> <p><u>②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</u></p> <p><u>③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</u></p> <p><u>④組合の理事</u></p> <p><u>⑤その他業務を執行する者であつて、①から④までに掲げる者に準ずる者</u></p> <p><u>(b) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人（民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。）を現に兼ねている場合</u></p>
42	8	3	(4)	ア	(カ)	c	<u>組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合で、その関係が、上記 a 又は b と同視しうる資本関係があると認められる場合。</u>	<u>c その他入札の適正さが阻害されると認められる場合</u> <u>その関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合で、上記 a 又は b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合</u>
43	8	3	(4)	ア	(キ)		委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係 <u>又は人事関係において関連がある者</u> でないこと。	委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係 <u>若しくは人的関係がある者</u> でないこと。
44	8	3	(4)	ア	(ク)		<u>構成員と他の応募グループの構成員</u> の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと（該当するものの全てが代表企業以外の構成員である場合を除く。）。なお、次のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではない。	<u>他の応募グループの構成員と</u> の間に、次のいずれかに該当する関係がないこと（該当するものの全てが代表企業以外の構成員である場合を除く。）。なお、次のいずれかに該当する関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得第 9 条の 2 第 2 項の規定に抵触するものではない。
45	9	3	(4)	イ	(ア)		<p>設計業務に当たる企業は、<u>次の a から f までの要件</u>を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。</p> <p>a <u>R02・03</u> 参加者名簿に登録されていること。</p> <p>b <u>R02・03</u> 参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。</p> <p>c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。</p> <p>d <u>元請け</u>として、過去 15 年間（平成 16 年 4 月 1 日から入札参加資格の審査申請の前日まで。以下同じ。）に次の (a) 又は (b) に係る建築士法第 2 条第 5 項の設計業務を完了した実績があること。なお、設計共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。</p>	<p>設計業務に当たる企業は、<u>次の要件</u>を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。</p> <p>a 参加者名簿に登録されていること。</p> <p>b 参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。</p> <p>c 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条<u>第 1 項</u>の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。</p> <p>d <u>元請</u>として、過去 15 年間（平成 17 年 4 月 1 日から入札参加資格の審査申請の前日まで。以下同じ。）に、<u>次の (a) 又は (b) の工事</u>に係る建築士法第 2 条第 5 項の設計業務を完了した実績があること。なお、設計共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限る</p>

						<p>(a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>(b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>e 設計業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、配置期間は、設計業務が完了するまでとする。</p> <p>f <u>eにより配置する</u>管理技術者は、過去15年間に<u>建築士として携わったdに掲げる設計業務と同じ実績を有していること。</u></p>	<p>ものとする。</p> <p>(a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>(b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>e 設計業務に当たる企業<u>のいずれか</u>と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、<u>かつ</u>、一級建築士である管理技術者（設計業務の技術上の管理等を行う者をいう。）を配置できること。なお、配置期間は、設計業務が完了するまでとする。</p> <p>f <u>配置予定</u>の管理技術者は、過去15年間に、<u>dの(a)又は(b)の工事に係る設計業務に建築士として携わった</u>実績を有していること。</p>
46	9	3	(4)	イ	(イ)	<p>a 建設業務に当たる企業は、<u>次の(a)及び(b)の要件</u>を満たす者が1者以上参加すること。</p> <p>(a) <u>H30・31参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が920点以上であること。</u></p> <p>(b) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有する者を建設業法第26条に定める監理技術者（以下「監理技術者」という。）として工事の全期間において専任で配置できること。</p> <p>b 建設業務に当たる企業は、次の(a)から(i)までの要件を満たしていること。</p> <p>(a) <u>H30・31参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。</u></p> <p>(b) <u>R02・03参加者名簿に登録されていること。また、R02・03参加者名簿に登録された建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。</u></p> <p>なお、「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可申請等（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。</p> <p>(c) 建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p>(d) <u>元請け</u>として、過去15年間に次の①又は②を完成した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての<u>参加資格施工実績</u>は、出資比率が20%以上の工事に限る。</p> <p>① 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>② 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>(e) 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び<u>監理技術者講習会修了証</u>を有する者を監理技術者として<u>受け持ち</u>工事の期間中専任で配置できること。</p> <p>(f) 配置する監理技術者は、過去15年間に<u>(d)に掲げる</u>工事を監理技術者、建設業法第26条に定める主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する<u>もの</u>であること。なお、工事の途中で交代のあった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した<u>場合の実績</u>は認める。</p> <p>(g) <u>配置する</u>監理技術者は、建設業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。</p> <p>(h) 電気工事に従事する企業が参加する<u>ときは</u>、<u>H30・31参加者名簿において認定された電気工事業の総合点数が870点以上の者であること。この場合において、(a)は適用せず、(b)、(c)及び(e)については「建築工事業」を「電気工事業」と、(d)については「建築物の新築又は増築工事」を「建築物の新築又は増築工事に係る電気工事」とそれぞれ読み替えた要件を満たしていること。</u></p> <p>(i) 管工事に従事する企業が参加する<u>ときは</u>、<u>H30・31参加者名簿において認定された管工事業の総合点数が860点以上の者であること。この場合において、(a)は適用せず、(b)、(c)及び(e)については「建築工事業」を「管工事業」と、(d)については「建築物の新築又は増築工事」を「建築物の新築又は増築工事に係る給排水工事」とそれぞれ読み替えた要件を満たしている</u></p>	<p>建設業務に当たる企業は、<u>次の要件</u>を満たしていること。<u>なお、a、b、c及びdについては、電気工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「電気工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る電気工事」と、管工事に従事する企業にあつては「建築工事業」とあるのは「管工事業」と、「建築物の新築又は増築工事」とあるのは「建築物の新築又は増築工事に係る給排水工事」とそれぞれ読み替えるものとする。</u></p> <p><u>a</u> 参加者名簿に登録されていること。また、参加者名簿に登録されている<u>営業所</u>が建設業法上の主たる営業所であり、かつ、当該営業所の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で建築工事業を営んでいること。</p> <p>なお、「主たる営業所」とは、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく建設業の許可申請等（変更申請含む。）に届け出た、主たる営業所をいいます。</p> <p><u>b</u> 建設業法第3条第1項の規定による建築工事業についての特定建設業の許可を受けていること。</p> <p><u>c</u> <u>元請</u>として、過去15年間に、<u>次の(a)又は(b)の工事</u>を完成した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての<u>実績</u>は、出資比率が20%以上の工事に限る<u>ものとする。</u></p> <p><u>(a)</u> 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p><u>(b)</u> 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p><u>d</u> 建築工事業に係る監理技術者資格者証及び<u>監理技術者講習修了証</u>を有する者を<u>建設業法第26条に定める</u>監理技術者（以下「監理技術者」という。）として<u>受持ち</u>工事の期間中、専任で配置できること。<u>なお、g(a)に該当する企業は、工事の全期間、監理技術者を専任で配置すること。</u></p> <p><u>e</u> <u>配置予定</u>の監理技術者は、過去15年間に、<u>cの(a)又は(b)の工事</u>を監理技術者、建設業法第26条に定める主任技術者又は現場代理人として従事した経験を有する<u>者</u>であること。なお、工事の途中で交代のあった場合は、工期の半分以上かつ完了時まで従事した<u>ときに限り</u>認める。</p> <p><u>f</u> <u>配置予定</u>の監理技術者は、建設業務に当たる企業<u>のいずれか</u>と直接的かつ恒常的に雇用関係があること。</p> <p><u>g</u> 建築工事業を営む者は、<u>次の(a)の者の1者又は複数の企業の場合には次の(a)の者の1者及び(b)の者であること。</u></p> <p><u>(a)</u> <u>参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が920点以上であること。</u></p> <p><u>(b)</u> <u>参加者名簿において認定された建築工事業の総合点数が730点以上であること。</u></p> <p><u>h</u> 電気工事に従事する企業が参加する<u>場合</u>は、参加者名簿において認定された電気工事業の総合点数が870点以上の者であること。</p> <p><u>i</u> 管工事に従事する企業が参加する<u>場合</u>は、参加者名簿において認定された管工事業の総合点</p>

							<u>こと。</u>	数が860点以上の者であること。
47	10	3	(4)	イ	(ウ)		<p>工事監理業務に当たる企業は、<u>次のaからfまでの要件</u>を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。</p> <p>a <u>R02・03</u>参加者名簿に登録されていること。</p> <p>b <u>R02・03</u>参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。</p> <p>c 建築士法第23条の規定による一級建築士事務所として登録を行っていること。</p> <p>d <u>元請け</u>として、過去15年間に次の(a)又は(b)の工事で、<u>引渡し</u>が完了した<u>工事</u>に係る工事監理業務の実績があること。なお、工事監理共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。</p> <p>(a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>(b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>e 工事監理業務に当たる企業と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、一級建築士である管理技術者(工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を工事期間中配置できること。なお、工事監理業務に当たる企業が(イ)建設業務に当たる企業を兼ねる場合、当該管理技術者は監理技術者と兼務することはできない。</p> <p>f <u>eにより配置する</u>管理技術者は、過去15年間に<u>建築士として携わったdに掲げる工事監理業務と同じ</u>実績を有していること。</p>	<p>工事監理業務に当たる企業は、<u>次の要件</u>を満たしていること。なお、複数の企業で業務を分担する場合には、全ての企業が次の要件を満たしていること。</p> <p>a 参加者名簿に登録されていること。</p> <p>b 参加者名簿に登録されている営業所の所在地が愛知県内にあること。</p> <p>c 建築士法第23条<u>第1項</u>の規定による一級建築士事務所<u>の</u>登録を行っていること。</p> <p>d <u>元請</u>として、過去15年間に、<u>次の</u>(a)又は(b)の工事で引渡し完了した<u>もの</u>に係る工事監理業務の実績があること。なお、工事監理共同企業体としての実績は、その代表構成員としての実績に限るものとする。</p> <p>(a) 鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>(b) 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の新築又は増築工事</p> <p>e 工事監理業務に当たる企業<u>のいずれか</u>と直接的かつ恒常的に雇用関係があり、<u>かつ</u>、一級建築士である管理技術者(工事監理業務の技術上の管理等を行う者をいう。)を工事期間中、<u>配置</u>できること。なお、工事監理業務に当たる企業が建設業務に当たる企業を兼ねる場合<u>には</u>、当該管理技術者は監理技術者と兼務することができない。</p> <p>f <u>配置予定</u>の管理技術者は、過去15年間に、<u>dの(a)又は(b)の工事に係る工事監理業務に建築士として携わった</u>実績を有していること。</p>
48	11	3	(4)	ウ			<p>参加書類受付以降、構成員の変更は認めません。ただし、代表企業を除く構成員については、代表企業から「&lt;様式12&gt;応募グループの構成員の変更申請書」が提出され、県が認めた場合に限り、変更することができます。</p>	<p>参加書類受付以降、<u>応募グループ</u>の構成員の変更は認めません。ただし、代表企業を除く構成員については、代表企業から「&lt;様式12&gt;応募グループの構成員の変更申請書」が提出され、県が認めた場合に限り、変更することができます。</p>
49	11	3	(5)	ア	(ア)		<u>令和2年5月12日(火)午後4時まで</u>	<u>令和2年9月24日(木)午後4時30分</u>
50	11	3	(5)	ア	(エ)		<p>持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とすることとし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに<u>令和2年5月11日(月)午後5時までに</u>必着とします。<u>また、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く提出期間中の日の、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時までとします。</u></p>	<p>持参又は郵送によります。郵送による場合は、書留郵便とし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに<u>令和2年9月23日(水)午後5時までに</u>必着とします。</p>
51	11	3	(5)	イ	(ア)		<u>令和2年5月12日(火)午後4時まで</u>	<u>令和2年9月24日(木)午後4時30分</u>
52	12	3	(5)	イ	(ウ)		<p>持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とすることとし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに<u>令和2年5月11日(月)午後5時までに</u>必着とします。<u>また、持参する場合の受付時間は、日曜日、土曜日及び休日を除く提出期間中の日の、正午から午後1時までを除く、午前9時から午後5時までとします。</u></p>	<p>持参又は郵送によります。なお、郵送による場合は、書留郵便とすることとし、愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに<u>令和2年9月23日(水)午後5時までに</u>必着とします。</p>
53	12	3	(5)	イ	(エ)		<p>&lt;様式16&gt;事業提案書等提出届 正本1部</p> <p>&lt;様式17&gt;事業提案書等の提出確認表 正本1部</p> <p>&lt;様式18&gt;活用用地購入提案価格調書 正本1部</p> <p>※付帯事業において活用用地を取得しない場合は不要です。</p> <p>&lt;様式19&gt;要求水準に関する確認書 正本1部</p> <p>&lt;様式20&gt;～&lt;様式39&gt;事業提案書 正本1部、副本10部</p> <p>(図面集&lt;様式38&gt;～&lt;様式39-18&gt;はA3ファイル別冊綴じ)</p>	<p>&lt;様式16&gt;事業提案書等提出届 正本1部</p> <p>&lt;様式17&gt;事業提案書等の提出確認表 正本1部</p> <p>&lt;様式18&gt;活用用地購入提案価格調書 正本1部</p> <p>※付帯事業において活用用地を取得しない場合は不要です。</p> <p>&lt;様式19&gt;要求水準に関する確認書 正本1部</p> <p>&lt;様式20&gt;～&lt;様式37-18&gt;事業提案書 正本1部、副本10部</p> <p>(図面集&lt;様式36&gt;～&lt;様式37-18&gt;はA3ファイル別冊綴じ)</p> <p>※&lt;様式33&gt;～&lt;様式35&gt;、&lt;様式37-18&gt;については、用地活用業務を行わない場合は不要です。</p> <p>&lt;様式38&gt;～&lt;様式42&gt;企業の技術力等に関する書類 正本1部</p>

							※<様式35><様式36>については、用地活用業務を行わない場合は不要です。 ※<様式37><様式39-18>については、付帯事業において活用用地を取得しない場合は不要です。 <様式40>～<様式46>企業の技術力等に関する書類 正本1部 データを収録したCD-R 1枚	データを収録したCD-R 1枚
							様式番号 図面名称 縮尺 留意事項	様式番号 図面名称 縮尺 留意事項
54	13	3	(5)	イ	(エ)		39-2 全体配置図 1/500 ・事業用地全体について、建替住棟等、生活支援施設等、民間施設等、外構及び周辺道路等を図示してください。 ・県営住宅整備用地及び活用用地の境界線を図示してください。また、各用地の面積を明示してください。	37-2 全体配置図 1/500 ・事業用地全体について、建替住棟等、民間施設等、外構及び周辺道路等を図示してください。 ・県営住宅整備用地及び活用用地の境界線を図示してください。また、各用地の面積を明示してください。
55	13	3	(5)	イ	(エ)		39-17 建替集会所平面図・立面図・仕上表 1/100 ・平面図は添付資料05:建替集会所平面図を採用してください。(生活支援施設等を集会所内に整備する場合は、この限りではありません。ただし、延べ面積は180㎡までとしてください。) ・立面図は2面以上とします。	37-17 建替集会所等平面図・立面図・仕上表 1/100 ・建替集会所等の平面図は添付資料05:建替集会所等平面図を採用してください。 ・立面図は2面以上とします。 ・多目的スペースを図示してください。
56	14	3	(5)	イ	(エ)		39-18 活用用地計画図 ー ・生活支援施設等を図示してください。(活用用地を取得しない場合は不要とします。) ・戸建住宅の場合は、少なくとも区画割図と各宅地の面積を記載してください。(提案は一つとします。)	37-18 活用用地計画図 ー ・戸建住宅の場合は、少なくとも区画割図と各宅地の面積を記載してください。 ・戸建住宅以外の場合は、平面図や立面図等を用いて提案内容を表現してください。(提案は一つとします。)
57	14	3	(5)	オ			資格審査通過者が入札を辞退する場合は、令和2年5月12日(火)正午まで(必着)に、「<様式13>入札辞退届」を愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに持参又は郵送により提出することとします。	資格審査通過者が入札を辞退する場合は、令和2年9月24日(木)正午まで(必着)に、「<様式13>入札辞退届」を愛知県建築局公共建築部公営住宅課建設・改善第一グループに持参又は郵送により提出することとします。
58	15	3	(6)	イ			委員長 奥宮 正哉 (名古屋大学大学院教授)	委員長 奥宮 正哉 (名古屋大学名誉教授)
59	16	3	(6)	エ	(ア)		令和2年5月下旬	令和2年10月中旬
60	16	3	(6)	カ			県と落札者(特定事業者)は、入札説明書等に基づき、令和2年6月に特定事業仮契約を、令和2年7月に愛知県議会における議決を経て特定事業契約を締結する予定です。ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、落札者を除く、委員会で決定された順位の上位者から順に契約交渉を行います。 なお、活用用地の売買契約については、特定事業契約とは別に締結する予定であり、特定事業契約締結に合わせて、事業者と活用用地に関する「覚書」を交わす予定です。	県と落札者(特定事業者)は、入札説明書等に基づき、令和2年10月に特定事業仮契約を、令和2年12月に愛知県議会における議決を経て特定事業契約を締結する予定です。ただし、落札者の事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合は、落札者を除く、委員会で決定された順位の上位者から順に契約交渉を行います。 なお、用地活用企業との活用用地の売買契約については、特定事業契約とは別に締結する予定であり、特定事業契約締結に合わせて、事業者と活用用地に関する「覚書」を交わす予定です。
61	16	3	(6)	キ			入札参加者がいない又はいずれの入札参加者も県の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと県が判断した場合には、県は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表します。	入札参加者がいない又はいずれの入札参加者も県の財政負担軽減の達成が見込めない等の理由により、本事業をPFI事業として実施しないと県が判断した場合には、県は、事業者を選定せず、その旨を速やかに公表します。
62	16	3	(7)	ア			県は、提案内容に基づき、落札者(特定事業者)と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、特定事業契約を締結します。 特定事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する契約とし、契約期間は契約成立日から令和6年1月までの、落札者の提案する期日までとする予定です。 なお、特定事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、特定事業者の負担とします。	県は、提案内容に基づき、落札者(特定事業者)と契約内容の明確化のための協議を行い、当該協議の内容に基づき、特定事業契約を締結します。 特定事業契約は、本事業を包括的かつ詳細に規定する契約とし、契約期間は契約成立日から令和5年8月までの、落札者の提案する期日までとする予定です。 なお、特定事業契約の締結に係る落札者の弁護士費用、印紙代等は、特定事業者の負担とします。
63	18	4	(2)				事業者は、入札説明書等及び提案内容を踏まえて、建替住棟等、生活支援施設等及び民間施設等の機能が十分発揮できるように、本事業を行うこととします。	事業者は、入札説明書等及び提案内容を踏まえて、建替住棟等及び民間施設等の機能が十分発揮できるように、本事業を行うこととします。

							<p>なお、詳細については、要求水準書に示します。</p>					<p>なお、詳細については、要求水準書に示します。</p>
64	19	5	(1)				<p>本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地（活用されない土地がある場合は、活用用地とその他の用地）に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行い、活用用地においては、提案に応じて、民間施設等の整備を行います。<u>また、県営住宅整備用地と活用用地のいずれかに生活支援施設等の整備を行います。</u>詳細については、要求水準書に示します。</p>					<p>本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地（活用されない土地がある場合は、活用用地とその他の用地）に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行い、活用用地においては、提案に応じて、民間施設等の整備を行います。詳細については、要求水準書に示します。</p>
65	19	5	(2)				<p>県は、県営住宅整備用地については、工事着工の日から建替住棟等の所有権移転及び引渡し日までの間、<u>活用用地とその他の用地については、工事着工の日から活用用地とその他の用地の既存住棟等の解体撤去及び整地等が完了するまでの間、</u>P F I 法第71条第2項の規定により、事業者は無償で貸与する予定です。</p>					<p>県は、県営住宅整備用地については、工事着工の日から建替住棟等の所有権移転及び引渡し日までの間、P F I 法第71条第2項の規定により、事業者は無償で貸与する予定です。<u>また、その他の用地がある場合、貸与について事業者と協議します。</u></p>
66	19	5	(3)				<p>この補正後の提案価格と、県が決定した最低売却価格を比較し、補正後の提案価格が、県が決定した最低売却価格以上であった場合、県は<u>生活支援施設等整備企業及び</u>用地活用企業へ活用用地を売却します。一方、補正後の提案価格が、県が決定する最低売却価格未満であった場合、県が決定した最低売却価格での売却について協議します。</p>					<p>この補正後の提案価格と、県が決定した最低売却価格を比較し、補正後の提案価格が、県が決定した最低売却価格以上であった場合、県は用地活用企業へ活用用地を売却します。一方、補正後の提案価格が、県が決定する最低売却価格未満であった場合、県が決定した最低売却価格での売却について協議します。</p>
67	19	5	(3)				<p><b>【活用用地取得費用の参考価格】</b>  これは、活用用地購入提案価格が低い場合に、活用用地を取得できないリスクを避けるため参考として提示するものです。参考価格は、不動産鑑定の結果（令和元年5月31日時点）です。なお、杭が残置された状態での参考価格です。  県が最低売却価格を決定する際は、活用用地売買契約書（案）第13条に則って再度不動産鑑定を行い、その結果に周辺の土地取引事例を加味して決定します。</p> <p><u>563,000,000円（活用用地・敷地E：6,335.67㎡）</u>  150,000,000円（活用用地・敷地Fの西側：1,400.00㎡）  <u>124,000,000円（活用用地・敷地G：1,190.49㎡）</u>  <u>837,000,000円（活用用地計：8,926.16㎡）</u></p>				<p><b>【活用用地取得費用の参考価格】</b>  これは、活用用地購入提案価格が低い場合に、活用用地を取得できないリスクを避けるため参考として提示するものです。参考価格は、不動産鑑定の結果（令和元年5月31日時点）です。なお、杭が残置された状態（<u>地盤面下2mまでは県にて撤去</u>）での参考価格です。  県が最低売却価格を決定する際は、活用用地売買契約書（案）第13条に則って再度不動産鑑定を行い、その結果に周辺の土地取引事例を加味して決定します。</p> <p>150,000,000円（活用用地・敷地Fの西側：1,400.00㎡）  <u>124,000,000円（活用用地・敷地G：1,190.49㎡）</u>  <u>274,000,000円（活用用地計：2,590.49㎡）</u></p>	
68	23	9	(2)				<p>P F I 法第12条の規定により、この入札による契約は愛知県議会（<u>令和2年6月</u>定例議会予定）の議決を要するため、県と落札者（特定事業者）は、落札者決定後速やかに特定事業仮契約を締結し、愛知県議会の議決を経た後に特定事業契約を締結します。  議会の議決を得るまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表第1、別表第2及び別表第3の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。  <u>なお、この入札は、令和2年2月定例愛知県議会の議決により当初予算が成立しない場合は取りやめます。</u></p>				<p>P F I 法第12条の規定により、この入札による契約は愛知県議会（<u>令和2年12月</u>定例議会予定）の議決を要するため、県と落札者（特定事業者）は、落札者決定後速やかに特定事業仮契約を締結し、愛知県議会の議決を経た後に特定事業契約を締結します。  議会の議決を得るまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表第1、別表第2及び別表第3の各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し、本契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。</p>	

様式集変更概要

No	該当箇所							変更前	変更後																
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)																		
1	1	2	(2)					<様式 7 > 構成員の企業概要・ <u>事業経歴書</u> ・営業経歴書..... A 4 版一枚	<様式 7 > 構成員の企業概要・営業経歴書..... A 4 版一枚条件																
2	2	2	(6)					<u>&lt;様式 3 3 &gt; 生活支援施設等の整備及び運営の方針..... A 4 版 2 枚</u> <u>&lt;様式 3 4 &gt; 生活支援施設等の整備及び運営の計画..... A 4 版 4 枚</u> <様式 3 5 > 民間施設等の整備の方針..... A 4 版 2 枚 <様式 3 6 > 民間施設等の整備の計画..... A 4 版 4 枚 <様式 3 7 > 活用用地の計画_活用計画..... A 4 版 1 枚	(削除) <様式 3 3 > <u>活用用地の計画 (1) 活用の方針..... A 4 版 2 枚</u> <様式 3 4 > <u>活用用地の計画 (2) 活用計画 (その 1)..... A 4 版 4 枚</u> <様式 3 5 > <u>活用用地の計画 (2) 活用計画 (その 2)..... A 4 版 1 枚</u>																
3	12							<様式 7 > 構成員の企業概要・ <u>事業経歴書</u> ・営業経歴書	<様式 7 > 構成員の企業概要・営業経歴書																
4	13							<様式 7 > 構成員の企業概要・ <u>事業経歴書</u> ・営業経歴書	<様式 7 > 構成員の企業概要・営業経歴書																
5	14							2 「構成員の役割」欄は、設計業務・建設業務・工事監理業務・ <u>生活支援施設等整備業務 (整備)</u> ・生活支援施設等整備業務 (運営)・用地活用業務のうちいずれかを記載してください。	2 「構成員の役割」欄は、設計業務・建設業務・工事監理業務・用地活用業務のうちいずれかを記載してください。																
6	15							(前略) 役割 設計企業 ・ 建設企業 ・ 工事監理企業 <u>生活支援施設等整備企業 (整備) ・ 生活支援施設等整備企業 (運営)</u> 用地活用企業 (中略) 備考 <b>【例】</b> 設計企業…建築士事務所登録 建設企業…建設業の許可 <u>生活支援施設等整備企業 (運営) …社会福祉法人の場合、都道府県知事又は市長の認可</u> 用地活用企業…宅地建物取引業の許可	(前略) 役割 設計企業 ・ 建設企業 ・ 工事監理企業・ <u>用地活用企業</u> (中略) 備考 <b>【例】</b> 設計企業…建築士事務所登録 建設企業…建設業の許可 用地活用企業…宅地建物取引業の許可、 <u>生活支援施設整備を行う企業が社会福祉法人の場合、都道府県知事又は市長の認可</u>																
7								<u>&lt;様式 7-別紙 (※生活支援施設等整備企業のみ) &gt;</u>	(様式削除)																
8	17							<b>【留意事項等】</b> 1 本様式は用地活用企業のみ作成してください。 2 用地活用業務を行うにあたり、必要な資格が確認できる資料を添付してください。 <u>3 行が不足する場合は適宜追加してください。</u>	<b>【留意事項等】</b> 1 本様式は用地活用企業のみ作成してください。 2 用地活用業務を行うにあたり、必要な資格が確認できる資料を添付してください。 <u>3 本書は構成員ごとに1枚提出してください。</u> <u>4 行が不足する場合は適宜追加してください。</u>																
9	22							3 建築工事業の総合点数は、 <u>平成 30 年度及び平成 31 年度</u> 愛知県建設局・都市整備局・建築局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数を記入してください。	3 建築工事業の総合点数は、 <u>令和 2 年度及び令和 3 年度</u> 愛知県建設局・都市整備局・建築局における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数を記入してください。																
10	24							4 電気工事業又は管工事業の総合点数は、 <u>平成 30 年度及び平成 31 年度</u> 愛知県建設局・都市整備局・建築局における入札参加資格の認定において、認定された該工事業の総合点数を記入してください。	4 電気工事業又は管工事業の総合点数は、 <u>令和 2 年度及び令和 3 年度</u> 愛知県建設局・都市整備局・建築局における入札参加資格の認定において、認定された該工事業の総合点数を記入してください。																
11	32							<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<u>住棟</u>等解体撤去費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	建替住棟等整備費	円	既存 <u>住棟</u> 等解体撤去費	円	総合計	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<u>集会所</u>等解体撤去費</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>総合計</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目	金額	建替住棟等整備費	円	既存 <u>集会所</u> 等解体撤去費	円	総合計	円
項目	金額																								
建替住棟等整備費	円																								
既存 <u>住棟</u> 等解体撤去費	円																								
総合計	円																								
項目	金額																								
建替住棟等整備費	円																								
既存 <u>集会所</u> 等解体撤去費	円																								
総合計	円																								

12	32	(1)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建替住棟等の整備に関する業務費</th> <th colspan="2">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建替住棟等の基本設計・実施設計費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替住棟等（集会所を除く）の整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  くい工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  建築工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  電気設備工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  給排水衛生設備工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  昇降機工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  ガス工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  駐車場整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  外構整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  その他（            ）</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替住棟等整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替住棟等の建設に関する工事監理費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </tbody> </table>				建替住棟等の整備に関する業務費		円		建替住棟等の基本設計・実施設計費		円		建替住棟等（集会所を除く）の整備費		円		くい工事費		円		建築工事費		円		電気設備工事費		円		給排水衛生設備工事費		円		昇降機工事費		円		ガス工事費		円		駐車場整備費		円		外構整備費		円		その他（            ）		円		建替住棟等整備費		円		建替住棟等の建設に関する工事監理費		円		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">建替住棟等の整備に関する業務費</th> <th colspan="2">円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">建替住棟等の基本設計・実施設計費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替住棟等（<b>建替</b>集会所等を除く）の整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  くい工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  建築工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  電気設備工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  給排水衛生設備工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  昇降機工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  ガス工事費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  駐車場整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  外構整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">  その他（            ）</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替<b>集会所</b>等整備費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">建替住棟等の建設に関する工事監理費</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </tbody> </table>				建替住棟等の整備に関する業務費		円		建替住棟等の基本設計・実施設計費		円		建替住棟等（ <b>建替</b> 集会所等を除く）の整備費		円		くい工事費		円		建築工事費		円		電気設備工事費		円		給排水衛生設備工事費		円		昇降機工事費		円		ガス工事費		円		駐車場整備費		円		外構整備費		円		その他（            ）		円		建替 <b>集会所</b> 等整備費		円		建替住棟等の建設に関する工事監理費		円	
			建替住棟等の整備に関する業務費		円																																																																																																																					
建替住棟等の基本設計・実施設計費		円																																																																																																																								
建替住棟等（集会所を除く）の整備費		円																																																																																																																								
くい工事費		円																																																																																																																								
建築工事費		円																																																																																																																								
電気設備工事費		円																																																																																																																								
給排水衛生設備工事費		円																																																																																																																								
昇降機工事費		円																																																																																																																								
ガス工事費		円																																																																																																																								
駐車場整備費		円																																																																																																																								
外構整備費		円																																																																																																																								
その他（            ）		円																																																																																																																								
建替住棟等整備費		円																																																																																																																								
建替住棟等の建設に関する工事監理費		円																																																																																																																								
建替住棟等の整備に関する業務費		円																																																																																																																								
建替住棟等の基本設計・実施設計費		円																																																																																																																								
建替住棟等（ <b>建替</b> 集会所等を除く）の整備費		円																																																																																																																								
くい工事費		円																																																																																																																								
建築工事費		円																																																																																																																								
電気設備工事費		円																																																																																																																								
給排水衛生設備工事費		円																																																																																																																								
昇降機工事費		円																																																																																																																								
ガス工事費		円																																																																																																																								
駐車場整備費		円																																																																																																																								
外構整備費		円																																																																																																																								
その他（            ）		円																																																																																																																								
建替 <b>集会所</b> 等整備費		円																																																																																																																								
建替住棟等の建設に関する工事監理費		円																																																																																																																								
13	33	(2)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体撤去設計費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>住棟</b>等の解体撤去に関する業務費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>  既存住棟取壊し工事費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>  既存集会所等取壊し工事</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>  その他（            ）</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>工事監理費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>その他（            ）</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	金額			解体撤去設計費	円			既存 <b>住棟</b> 等の解体撤去に関する業務費	円			既存住棟取壊し工事費	円			既存集会所等取壊し工事	円			その他（            ）	円			工事監理費	円			その他（            ）	円			合計	円			<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th colspan="3">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>解体撤去設計費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>集会所</b>等の解体撤去に関する業務費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>  既存集会所等取壊し工事</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>  その他（            ）</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>工事監理費</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>その他（            ）</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </tbody> </table>				項目	金額			解体撤去設計費	円			既存 <b>集会所</b> 等の解体撤去に関する業務費	円			既存集会所等取壊し工事	円			その他（            ）	円			工事監理費	円			その他（            ）	円			合計	円																																														
			項目	金額																																																																																																																						
解体撤去設計費	円																																																																																																																									
既存 <b>住棟</b> 等の解体撤去に関する業務費	円																																																																																																																									
既存住棟取壊し工事費	円																																																																																																																									
既存集会所等取壊し工事	円																																																																																																																									
その他（            ）	円																																																																																																																									
工事監理費	円																																																																																																																									
その他（            ）	円																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																									
項目	金額																																																																																																																									
解体撤去設計費	円																																																																																																																									
既存 <b>集会所</b> 等の解体撤去に関する業務費	円																																																																																																																									
既存集会所等取壊し工事	円																																																																																																																									
その他（            ）	円																																																																																																																									
工事監理費	円																																																																																																																									
その他（            ）	円																																																																																																																									
合計	円																																																																																																																									
14	33		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>住棟</b>等解体撤去費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>					令和2年度	令和3年度	令和4年度	建替住棟等整備費	円	円	円	既存 <b>住棟</b> 等解体撤去費	円	円	円	計	円	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>集会所</b>等解体撤去費</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>					令和2年度	令和3年度	令和4年度	建替住棟等整備費	円	円	円	既存 <b>集会所</b> 等解体撤去費	円	円	円	計	円	円	円																																																																																
				令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																				
建替住棟等整備費	円	円	円																																																																																																																							
既存 <b>住棟</b> 等解体撤去費	円	円	円																																																																																																																							
計	円	円	円																																																																																																																							
	令和2年度	令和3年度	令和4年度																																																																																																																							
建替住棟等整備費	円	円	円																																																																																																																							
既存 <b>集会所</b> 等解体撤去費	円	円	円																																																																																																																							
計	円	円	円																																																																																																																							
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>住棟</b>等解体撤去費</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>					令和5年度	合計	建替住棟等整備費	円	円	既存 <b>住棟</b> 等解体撤去費	円	円	計	円	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和5年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建替住棟等整備費</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>既存<b>集会所</b>等解体撤去費</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>					令和5年度	合計	建替住棟等整備費	円	円	既存 <b>集会所</b> 等解体撤去費	円	円	計	円	円																																																																																								
	令和5年度	合計																																																																																																																								
建替住棟等整備費	円	円																																																																																																																								
既存 <b>住棟</b> 等解体撤去費	円	円																																																																																																																								
計	円	円																																																																																																																								
	令和5年度	合計																																																																																																																								
建替住棟等整備費	円	円																																																																																																																								
既存 <b>集会所</b> 等解体撤去費	円	円																																																																																																																								
計	円	円																																																																																																																								
15	38		<p>(生活支援施設等の用地に係る提案価格算定式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価 (A)</th> <th>面積 (B)</th> <th>(A) × (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用地・敷地E</td> <td>円/㎡</td> <td>㎡</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>活用地・敷地Fの西側</td> <td>円/㎡</td> <td>㎡</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>活用地・敷地G</td> <td>円/㎡</td> <td>㎡</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>					単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)	活用地・敷地E	円/㎡	㎡	円	活用地・敷地Fの西側	円/㎡	㎡	円	活用地・敷地G	円/㎡	㎡	円	(削除)																																																																																																			
				単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)																																																																																																																				
活用地・敷地E	円/㎡	㎡	円																																																																																																																							
活用地・敷地Fの西側	円/㎡	㎡	円																																																																																																																							
活用地・敷地G	円/㎡	㎡	円																																																																																																																							

						<p>(民間施設等の用地に係る) 提案価格算定式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価 (A)</th> <th>面積 (B)</th> <th>(A) × (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用用地・敷地E</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>活用用地・敷地Fの西側</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>活用用地・敷地G</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提案価格は、算用数字で表示し、<u>頭書に金を付記</u>してください。金額を訂正したものは、無効とします。</li> <li>提案価格は活用用地の更地としての価格に、事業者の提案内容に応じて残置杭の除却費用を考慮した価格としてください。</li> <li>各活用用地 (敷地E、敷地Fの西側、敷地G) の提案価格算定式の ((A) × (B)) の合計額が活用用地の購入提案価格に一致するように記載してください。</li> <li>購入しない敷地については「-」を記載してください。</li> </ol>		単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)	活用用地・敷地E	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	活用用地・敷地Fの西側	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	活用用地・敷地G	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	<p>(提案価格算定式)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>単価 (A)</th> <th>面積 (B)</th> <th>(A) × (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活用用地・敷地Fの西側</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>活用用地・敷地G</td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>提案価格は、算用数字で表示し、<u>頭書に金を付記</u>してください。金額を訂正したものは、無効とします。</li> <li>提案価格は活用用地の更地としての価格に、事業者の提案内容に応じて残置杭の除却費用を考慮した価格としてください。</li> <li>各活用用地 (敷地Fの西側、敷地G) の提案価格算定式の ((A) × (B)) の合計額が活用用地の購入提案価格に一致するように記載してください。</li> <li>購入しない敷地については「-」を記載してください。</li> </ol>		単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)	活用用地・敷地Fの西側	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円	活用用地・敷地G	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円
	単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)																																
活用用地・敷地E	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円																																
活用用地・敷地Fの西側	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円																																
活用用地・敷地G	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円																																
	単価 (A)	面積 (B)	(A) × (B)																																
活用用地・敷地Fの西側	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円																																
活用用地・敷地G	円/m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	円																																
16	42				<p>(追加)</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>確認項目</th> <th>確認内容</th> <th>提案内容 (記入欄)</th> <th>参照様式</th> <th>確認</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td> <p>【その他】</p> <p><u>・県が行う当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去工事においては、既存住棟の杭は地盤面下2m程度の位置でカットし上部を撤去する。残りの部分は当該用地に残置することとする。</u></p> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	確認項目	確認内容	提案内容 (記入欄)	参照様式	確認		<p>【その他】</p> <p><u>・県が行う当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去工事においては、既存住棟の杭は地盤面下2m程度の位置でカットし上部を撤去する。残りの部分は当該用地に残置することとする。</u></p>																						
確認項目	確認内容	提案内容 (記入欄)	参照様式	確認																															
	<p>【その他】</p> <p><u>・県が行う当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去工事においては、既存住棟の杭は地盤面下2m程度の位置でカットし上部を撤去する。残りの部分は当該用地に残置することとする。</u></p>																																		
17	43				<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建替集会所</td> <td> <p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とすること。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>170m<sup>2</sup>程度</u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。 <u>(生活支援施設等を集会所内に整備する場合は、この限りではない。ただし、延べ面積は180m<sup>2</sup>までとする。)</u></li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建替集会所	<p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とすること。</li> </ul>				<p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>170m<sup>2</sup>程度</u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。 <u>(生活支援施設等を集会所内に整備する場合は、この限りではない。ただし、延べ面積は180m<sup>2</sup>までとする。)</u></li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul>				<table border="1"> <tbody> <tr> <td rowspan="3">建替集会所</td> <td> <p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li><u>・3台分の駐車場 (1台あたり2.5m × 5.0m) を設けること。</u></li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とし、<u>愛知県産材の使用に配慮</u>すること。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>160~180m<sup>2</sup></u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul> </td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	建替集会所	<p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li><u>・3台分の駐車場 (1台あたり2.5m × 5.0m) を設けること。</u></li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とし、<u>愛知県産材の使用に配慮</u>すること。</li> </ul>				<p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>160~180m<sup>2</sup></u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul>						
建替集会所	<p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とすること。</li> </ul>																																		
	<p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>170m<sup>2</sup>程度</u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。 <u>(生活支援施設等を集会所内に整備する場合は、この限りではない。ただし、延べ面積は180m<sup>2</sup>までとする。)</u></li> </ul>																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul>																																		
建替集会所	<p>【規模及び配置計画等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>建替住棟と別棟とすること。</li> <li>児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li><u>・3台分の駐車場 (1台あたり2.5m × 5.0m) を設けること。</u></li> <li>建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすいD敷地の東側に配置すること。</li> <li>木造 (瓦屋根) とし、<u>愛知県産材の使用に配慮</u>すること。</li> </ul>																																		
	<p>【必要諸室等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>集会所は面積<u>160~180m<sup>2</sup></u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。なお、間取りは自治会と協議済みの平面プランを採用すること。</li> </ul>																																		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>便所には車いす使用者用便房を設ける</li> </ul>																																		



							土地の有効な活用について示されていること。	—									土地の有効な活用について示されていること。	—							
							用地周辺の環境への配慮が示されていること。	—									用地周辺の環境への配慮が示されていること。	—							
							土地売買契約の確実性が示されていること。	—									土地売買契約の確実性が示されていること。	—							
20	51						<b>【留意事項等】</b> 1 A 4版4枚以内に、具体的に記載してください。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 各項目に記載された内容により、当該項目を評価します。 <u>ただし、生活支援施設等を建替集会所内に整備する場合は、様式3.3に記載された内容と合わせて「県営住宅の整備（1）団地計画」とし、当該項目を評価します。</u> （他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）										<b>【留意事項等】</b> 1 A 4版4枚以内に、具体的に記載してください。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 各項目に記載された内容により、当該項目を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）								
21	52						<b>【留意事項等】</b> 1 A 4版4枚以内に、具体的に記載してください。ただし、入居者構成や将来的な生活様式の変化への配慮については、A 4版4枚以内とは別にA 3版2枚以内で図面等を添付することは可とする。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 各項目に記載された内容により、当該項目を評価します。 <u>ただし、生活支援施設等を建替集会所内に整備する場合は、様式3.4に記載された内容と合わせて「県営住宅の整備（2）住棟・住戸計画」とし、当該項目を評価します。</u> （他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）										<b>【留意事項等】</b> 1 A 4版4枚以内に、具体的に記載してください。ただし、入居者構成や将来的な生活様式の変化への配慮については、A 4版4枚以内とは別にA 3版2枚以内で図面等を添付することは可とする。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 各項目に記載された内容により、当該項目を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）								
22	54						<b>【留意事項等】</b> 1 上記太枠内に提案内容の仕様、数値等を記入すること。（黄色枠内は計算式、青色枠内は固定値が入っています。） 2 上記様式内の表をダブルクリックするとエクセルシートが開きます。（ワードファイルに限る。） 3 単価については、施工単価（2019年春号の平均値）を使用すること。無い場合は、加割、見積書の単価を入力すること。（該当ページ、根拠を添付すること。） 4 更新年数については、根拠となる資料（加割等）を添付すること。										<b>【留意事項等】</b> 1 上記太枠内に提案内容の仕様、数値等を記入すること。（黄色枠内は計算式、青色枠内は固定値が入っています。） 2 上記様式内の表をダブルクリックするとエクセルシートが開きます。（ワードファイルに限る。） 3 単価については、施工単価（2020年春号の平均値）を使用すること。無い場合は、加割、見積書の単価を入力すること。（該当ページ、根拠を添付すること。） 4 更新年数については、根拠となる資料（加割等）を添付すること。								
23							<様式3.3-枝番> 生活支援施設等の整備及び運営の方針																		
24							<様式3.4-枝番> 生活支援施設等の整備及び運営の計画																		
25	58						<様式3.5-枝番> 民間施設等の整備の方針 ・地域ニーズを把握した計画 ・相乗効果の発揮 <b>【留意事項等】</b> 1 A 4版2枚以内に、具体的に記載してください。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 県から活用用地を取得して生活支援施設等を整備する場合、本様式に記載された内容を様式3.3に記載された内容と合わせて「活用用地の計画（1）活用の方針」とし、当該項目（落札者決定基準の表3の評価項目I 4（1））を評価します。また、生活支援施設等を建替集会所内に整備する場合、本様式に記載された内容により、当該項目（落札者決定基準の表3の評価項目I 4（1））を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）										<様式3.3-枝番> 活用用地の計画 （1）活用の方針 ・地域ニーズを把握した計画 ・相乗効果の発揮 <b>【留意事項等】</b> 1 A 4版2枚以内に、具体的に記載してください。 2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。 3 各項目に記載された内容により当該項目を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）								
26	59						<様式3.6-枝番> 民間施設等の整備の計画 ・事業実施の確実性 ・地域のまちづくりへの配慮										<様式3.4-枝番> 活用用地の計画 （2）活用計画（その1） ・事業実施の確実性								

						<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の有効な活用</li> <li>・用地周辺の環境への配慮</li> </ul> <p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>A 4版4枚以内</b>に、具体的に記載してください。</li> <li>2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。</li> <li>3 <u>県から活用用地を取得して生活支援施設等を整備する場合、本様式に記載された内容を様式34に記載された内容と合わせて「活用用地の計画（2）活用計画」とし、当該項目（落札者決定基準の表3の評価項目I 4（2）（土地売買契約の確実性を除く。））</u>を評価します。<u>また、生活支援施設等を建替集会所内に整備する場合、本様式に記載された内容により、当該項目（落札者決定基準の表3の評価項目I 4（2）（土地売買契約の確実性を除く。））</u>を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）</li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域のまちづくりへの配慮</li> <li>・高齢者世帯・子育て世帯等への配慮</li> <li>・用地周辺の環境への配慮</li> </ul> <p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <b>A 4版4枚以内</b>に、具体的に記載してください。</li> <li>2 本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式番号に枝番を付してください。</li> <li>3 <u>各項目</u>に記載された内容により当該項目を評価します。（他項目に記載された内容は、当該項目として評価しません。）</li> </ol>																														
27	60					<p>&lt;様式37-枝番&gt; 活用用地の計画 (追加) (中略)</p> <p>&lt;県の参考価格&gt;</p> <table> <tr> <td>県の参考価格</td> <td>金</td> <td><u>837,000,000</u></td> <td>円</td> <td>・・・(A')</td> </tr> <tr> <td>参考価格算定上の活用用地面積</td> <td></td> <td><u>8,926.16</u></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>・・・(B')</td> </tr> <tr> <td>県の参考価格のm<sup>2</sup>単価</td> <td></td> <td><u>93,769</u></td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>・・・(C') = (A') / (B')</td> </tr> </table>	県の参考価格	金	<u>837,000,000</u>	円	・・・(A')	参考価格算定上の活用用地面積		<u>8,926.16</u>	m <sup>2</sup>	・・・(B')	県の参考価格のm <sup>2</sup> 単価		<u>93,769</u>	円/m <sup>2</sup>	・・・(C') = (A') / (B')	<p>&lt;様式35-枝番&gt; 活用用地の計画 <u>(2) 活用計画 (その2)</u> (中略)</p> <p>&lt;県の参考価格&gt;</p> <table> <tr> <td>県の参考価格</td> <td>金</td> <td><u>274,000,000</u></td> <td>円</td> <td>・・・(A')</td> </tr> <tr> <td>参考価格算定上の活用用地面積</td> <td></td> <td><u>2,590.49</u></td> <td>m<sup>2</sup></td> <td>・・・(B')</td> </tr> <tr> <td>県の参考価格のm<sup>2</sup>単価</td> <td></td> <td><u>105,771</u></td> <td>円/m<sup>2</sup></td> <td>・・・(C') = (A') / (B')</td> </tr> </table>	県の参考価格	金	<u>274,000,000</u>	円	・・・(A')	参考価格算定上の活用用地面積		<u>2,590.49</u>	m <sup>2</sup>	・・・(B')	県の参考価格のm <sup>2</sup> 単価		<u>105,771</u>	円/m <sup>2</sup>	・・・(C') = (A') / (B')
県の参考価格	金	<u>837,000,000</u>	円	・・・(A')																																	
参考価格算定上の活用用地面積		<u>8,926.16</u>	m <sup>2</sup>	・・・(B')																																	
県の参考価格のm <sup>2</sup> 単価		<u>93,769</u>	円/m <sup>2</sup>	・・・(C') = (A') / (B')																																	
県の参考価格	金	<u>274,000,000</u>	円	・・・(A')																																	
参考価格算定上の活用用地面積		<u>2,590.49</u>	m <sup>2</sup>	・・・(B')																																	
県の参考価格のm <sup>2</sup> 単価		<u>105,771</u>	円/m <sup>2</sup>	・・・(C') = (A') / (B')																																	
28	69					<p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配置予定の技術者（監理技術者）の実績は、建設業務に当たる企業のうち、入札説明書<u>3(4)イ(イ)</u> a 該当する企業が配置する監理技術者の実績を評価します。なお、評価する配置予定の技術者は、参加資格審査時に申請した配置予定の技術者に限ります。</li> </ol>	<p>【留意事項等】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 配置予定の技術者（監理技術者）の実績は、建設業務に当たる企業のうち、入札説明書<u>3(4)イ(イ)</u> g(a)に 該当する企業が配置する監理技術者の実績を評価します。なお、評価する配置予定の技術者は、参加資格審査時に申請した配置予定の技術者に限ります。</li> </ol>																														

要求水準書変更概要

No	該当箇所							変更前	変更後
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)		
1							目次	<p>4 県営住宅整備に関する条件 (略) (5) 既存<u>住棟</u>等の解体撤去 (略) (15) <u>瑕疵担保責任</u></p> <p><u>5 生活支援施設等整備業務に関する条件</u> <u>(1) 生活支援施設等の整備の条件</u> <u>(2) 業務の実施状況についてのモニタリング</u> <u>(3) 社会情勢の変化などによる措置</u></p> <p><u>6 用地活用に関する条件</u></p>	<p>4 県営住宅整備に関する条件 (略) (5) 既存<u>集会所</u>等の解体撤去 (略) (15) <u>契約不適合責任</u> (削除)</p> <p><u>5 用地活用業務に関する条件</u></p>
2							添付資料 05：建替集会所平面図	添付資料 05：建替集会所 <u>等</u> 平面図	
3	1	1					<p>本要求水準書は、愛知県（以下「県」という。）が実施する愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の事業計画策定業務<u>及び</u>、県営住宅整備業務（本体事業）、<u>生活支援施設等整備業務（付帯事業）</u>及び用地活用業務（付帯事業）について、要求する性能の水準を示すものである。</p> <p>なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称で使用する用語の定義と同じものである。</p>	<p>本要求水準書は、愛知県（以下「県」という。）が実施する愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の事業計画策定業務、県営住宅整備業務（本体事業）及び用地活用業務（付帯事業）について、要求する性能の水準を示すものである。</p> <p>なお、本要求水準書で使用する用語の定義は、入札説明書において同一の名称で使用する用語の定義と同じものである。</p>	
4	1	1	(1)				<p>県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えつつある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところ<u>です</u>。</p> <p>県営野並住宅については、平成21年度から建替事業を進めており、今回新たな住棟の整備に着手することと<u>しました</u>。</p> <p>整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした<u>低廉で良質な住棟へ建替を行うこと</u>を目指しています。また、それとともに、<u>住棟の集約化により創出された用地においては、生活支援施設の導入を図ることで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指しています</u>。</p> <p>このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備するとともに、<u>生活支援施設等整備企業が地域に必要とされる生活支援施設等の整備を行う付帯事業を一体的に行うことで、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とします</u>。</p>	<p>県では、住生活基本法（平成18年法律第61号）の基本理念に則り、社会経済情勢の変化に的確に対応した良質な住宅の供給や地域の環境との調和に配慮した良好な住環境の形成、住宅の確保に特に配慮を要する者への居住の安定の確保等を目指した施策を実施しており、現在、更新期を迎えつつある県営住宅においても、こうした理念を踏まえた計画的な建替を進めているところ<u>である</u>。</p> <p>県営野並住宅については、平成21年度から建替事業を進めており、今回新たな住棟の整備に着手することと<u>した</u>。</p> <p>整備にあたっては、老朽化した既存の住棟を、民間のノウハウを活用して、シンプルで機能的かつ耐用年数70年を前提とした、<u>低廉で良質な住棟へ建替を行うことで、安心して活気ある住環境を効率的かつ円滑に整備することを目指している</u>。</p> <p>このため、本事業においては、特定事業者が県営住宅整備用地内において低廉で良質な建替住棟等を整備する<u>ことにより、県営住宅ストックを安心して活気ある住環境へ効率的かつ円滑に更新し、地域のまちづくりに貢献することを目的とする</u>。</p>	
5	1	1	(2)				<p>県営野並住宅は昭和43年に整備された。住宅は7つの街区からできており、東側3街区（敷地A、敷地B、敷地C）は既に建替えが完了している。本事業においては、西側<u>4</u>街区（敷地D、<u>敷地E</u>、敷地F、敷地G）の整備を行うものとする。</p>	<p>県営野並住宅は昭和43年に整備された。住宅は7つの街区からできており、東側3街区（敷地A、敷地B、敷地C）は既に建替えが完了している。本事業においては、西側<u>3</u>街区（敷地D、敷地F、敷地G）の整備を行うものとする。</p> <p><u>なお、令和2年5月末現在における野並住宅の入居世帯数などは次表のとおりとなっている</u>。</p>	

							<p><b>表 1 (世帯人数別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>単身</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td><u>181</u></td> <td>138</td> <td>60</td> <td><u>379</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別割合 (%)</td> <td><u>47.76</u></td> <td><u>36.41</u></td> <td><u>15.83</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>表 2 (世帯構成別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成</th> <th>子育て世帯 (16歳未満を含む)</th> <th>高齢者世帯 (65歳以上を含む)</th> <th>その他の世帯</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>24</td> <td><u>274</u></td> <td><u>85</u></td> <td><u>383</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別割合 (%)</td> <td><u>6.27</u></td> <td><u>71.54</u></td> <td><u>22.19</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当する世帯が6世帯ある。</p> <p><b>表 3 (年齢別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>16歳未満</th> <th>65歳以上</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>33</td> <td><u>352</u></td> <td><u>281</u></td> <td><u>666</u></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td><u>4.96</u></td> <td><u>52.85</u></td> <td><u>42.19</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	単身	2人	3人以上	合計	世帯数	<u>181</u>	138	60	<u>379</u>	世帯別割合 (%)	<u>47.76</u>	<u>36.41</u>	<u>15.83</u>	100	世帯構成	子育て世帯 (16歳未満を含む)	高齢者世帯 (65歳以上を含む)	その他の世帯	合計	世帯数	24	<u>274</u>	<u>85</u>	<u>383</u>	世帯別割合 (%)	<u>6.27</u>	<u>71.54</u>	<u>22.19</u>	100	年齢	16歳未満	65歳以上	その他	合計	人数	33	<u>352</u>	<u>281</u>	<u>666</u>	割合 (%)	<u>4.96</u>	<u>52.85</u>	<u>42.19</u>	100	<p><b>表 1 (世帯人数別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>単身</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td><u>173</u> <u>(50)</u></td> <td>138 <u>(5)</u></td> <td>60 <u>(3)</u></td> <td><u>371</u> <u>(58)</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別割合 (%)</td> <td><u>46.63</u></td> <td><u>37.20</u></td> <td><u>16.17</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※( )内の数字は建替未実施の住棟(敷地E)の入居者数(内数。以下同じ)</p> <p><b>表 2 (世帯構成別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯構成</th> <th>子育て世帯 (16歳未満を含む)</th> <th>高齢者世帯 (65歳以上を含む)</th> <th>その他の世帯</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>世帯数</td> <td>24 <u>(0)</u></td> <td><u>267</u> <u>(48)</u></td> <td><u>84</u> <u>(10)</u></td> <td><u>375</u> <u>(58)</u></td> </tr> <tr> <td>世帯別割合 (%)</td> <td><u>6.40</u></td> <td><u>71.20</u></td> <td><u>22.40</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子育て世帯と高齢者世帯の両方に該当する世帯が4世帯ある。</p> <p><b>表 3 (年齢別)</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>16歳未満</th> <th>65歳以上</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人数</td> <td>33 <u>(0)</u></td> <td><u>345</u> <u>(50)</u></td> <td><u>280</u> <u>(20)</u></td> <td><u>658</u> <u>(70)</u></td> </tr> <tr> <td>割合 (%)</td> <td><u>5.02</u></td> <td><u>52.43</u></td> <td><u>42.55</u></td> <td>100</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	単身	2人	3人以上	合計	世帯数	<u>173</u> <u>(50)</u>	138 <u>(5)</u>	60 <u>(3)</u>	<u>371</u> <u>(58)</u>	世帯別割合 (%)	<u>46.63</u>	<u>37.20</u>	<u>16.17</u>	100	世帯構成	子育て世帯 (16歳未満を含む)	高齢者世帯 (65歳以上を含む)	その他の世帯	合計	世帯数	24 <u>(0)</u>	<u>267</u> <u>(48)</u>	<u>84</u> <u>(10)</u>	<u>375</u> <u>(58)</u>	世帯別割合 (%)	<u>6.40</u>	<u>71.20</u>	<u>22.40</u>	100	年齢	16歳未満	65歳以上	その他	合計	人数	33 <u>(0)</u>	<u>345</u> <u>(50)</u>	<u>280</u> <u>(20)</u>	<u>658</u> <u>(70)</u>	割合 (%)	<u>5.02</u>	<u>52.43</u>	<u>42.55</u>	100
世帯人数	単身	2人	3人以上	合計																																																																																														
世帯数	<u>181</u>	138	60	<u>379</u>																																																																																														
世帯別割合 (%)	<u>47.76</u>	<u>36.41</u>	<u>15.83</u>	100																																																																																														
世帯構成	子育て世帯 (16歳未満を含む)	高齢者世帯 (65歳以上を含む)	その他の世帯	合計																																																																																														
世帯数	24	<u>274</u>	<u>85</u>	<u>383</u>																																																																																														
世帯別割合 (%)	<u>6.27</u>	<u>71.54</u>	<u>22.19</u>	100																																																																																														
年齢	16歳未満	65歳以上	その他	合計																																																																																														
人数	33	<u>352</u>	<u>281</u>	<u>666</u>																																																																																														
割合 (%)	<u>4.96</u>	<u>52.85</u>	<u>42.19</u>	100																																																																																														
世帯人数	単身	2人	3人以上	合計																																																																																														
世帯数	<u>173</u> <u>(50)</u>	138 <u>(5)</u>	60 <u>(3)</u>	<u>371</u> <u>(58)</u>																																																																																														
世帯別割合 (%)	<u>46.63</u>	<u>37.20</u>	<u>16.17</u>	100																																																																																														
世帯構成	子育て世帯 (16歳未満を含む)	高齢者世帯 (65歳以上を含む)	その他の世帯	合計																																																																																														
世帯数	24 <u>(0)</u>	<u>267</u> <u>(48)</u>	<u>84</u> <u>(10)</u>	<u>375</u> <u>(58)</u>																																																																																														
世帯別割合 (%)	<u>6.40</u>	<u>71.20</u>	<u>22.40</u>	100																																																																																														
年齢	16歳未満	65歳以上	その他	合計																																																																																														
人数	33 <u>(0)</u>	<u>345</u> <u>(50)</u>	<u>280</u> <u>(20)</u>	<u>658</u> <u>(70)</u>																																																																																														
割合 (%)	<u>5.02</u>	<u>52.43</u>	<u>42.55</u>	100																																																																																														
6	3	2	(1)			<p>事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとし、用地活用業務(付帯事業)を行わない場合は、<u>エ</u>を除くものとする。</p>	<p>事業者が実施する事業範囲は下記のとおりとし、用地活用業務(付帯事業)を行わない場合は、<u>ウ</u>を除くものとする。</p>																																																																																											
7	3	2	(1)	ア		<p>入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等<u>及び生活支援施設等</u>の整備に関する事業計画の策定を行う。また、提案に応じて、民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行う。</p>	<p>入札手続において提出した事業提案書に基づき、建替住棟等の整備に関する事業計画の策定を行う。また、提案に応じて、民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行う。</p>																																																																																											
8	3	2	(1)	イ	(イ)	<p>(イ) 既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する設計</li> <li>既存<u>住棟</u>等の解体撤去工事</li> <li>既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する工事監理</li> <li>その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>	<p>(イ) 既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する設計</li> <li>既存<u>集会所</u>等の解体撤去工事</li> <li>既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する工事監理</li> <li>その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>																																																																																											
9	3	2	(1)	イ	(エ)	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>瑕疵担保検査</u>の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><u>契約不適合責任</u>検査の実施</li> </ul>																																																																																											

10	4	2	(1)			<p><b>ウ 生活支援施設等整備業務（付帯事業）</b></p> <p><u>生活支援施設等整備企業は、自らの事業として生活支援施設等（「添付資料07：生活支援施設等一覧」に示す施設をいう。以下同じ）の整備及び運営を行う。</u></p> <p><u>県から活用用地を取得する場合、活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と生活支援施設等整備企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</u></p> <p><u>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な生活支援施設等整備業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。</u></p> <p><u>また、県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、運営を行う。この場合、生活支援施設等整備企業が整備に係る費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する使用料等を負担すること。</u></p>	(削除)																								
11	4	2	(1)	ウ		<p><b>エ 用地活用業務（付帯事業）</b></p> <p>用地活用企業は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。</p> <p>活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、<b>建替住棟等整備後</b>速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。</p>	<p><b>ウ 用地活用業務（付帯事業）</b></p> <p>用地活用企業は、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。</p> <p>活用用地の取得は、<b>県が行う</b>当該用地に立地する既存住棟等（<b>既存集会所等を除く。</b>）の解体撤去が完了（<b>令和3年3月を予定</b>）し、行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。</p>																								
12	4	2	(2)	ア		<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>79 他</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>事業用地面積 約 <b>15,200</b> m<sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内</td> </tr> <tr> <td>容積率／建蔽率</td> <td>200％／60％</td> </tr> <tr> <td>日影規制</td> <td>8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。</td> </tr> </table>	位置	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>79 他</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）	面積	事業用地面積 約 <b>15,200</b> m <sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）	用途地域等	第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内	容積率／建蔽率	200％／60％	日影規制	8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間	その他	※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。	<table border="1"> <tr> <td>位置</td> <td>愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>地内</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）</td> </tr> <tr> <td>面積</td> <td>事業用地面積 約 <b>8,900</b> m<sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内</td> </tr> <tr> <td>容積率／建蔽率</td> <td>200％／60％</td> </tr> <tr> <td>日影規制</td> <td>8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。</td> </tr> </table>	位置	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>地内</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）	面積	事業用地面積 約 <b>8,900</b> m <sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）	用途地域等	第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内	容積率／建蔽率	200％／60％	日影規制	8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間	その他	※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。
位置	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>79 他</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）																														
面積	事業用地面積 約 <b>15,200</b> m <sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）																														
用途地域等	第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内																														
容積率／建蔽率	200％／60％																														
日影規制	8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間																														
その他	※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。																														
位置	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <b>地内</b> （「添付資料 01：事業用地付近見取図」及び「添付資料 02：事業用地現況図」参照）																														
面積	事業用地面積 約 <b>8,900</b> m <sup>2</sup> （県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による）																														
用途地域等	第一種住居地域、31m高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内																														
容積率／建蔽率	200％／60％																														
日影規制	8時～16時 測定点 4.0m 5 mライン 4.0時間 10mライン 2.5時間																														
その他	※河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 54 条に基づき、河川区域（市道野並 33 号線を含む）から 18m以内が河川保全区域に指定されている。 ※建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条及び第 86 条の 2 に係る認定等は受けていない。																														
13	4	2	(2)	イ		<p>・添付資料05：集会所平面図</p>	<p>・添付資料05：<b>建替集会所等</b>平面図</p>																								
14	7	3	(1)			<p>「添付資料03：土地利用計画図（案）」に示すように、本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地（活用されない土地がある場合は、活用用地とその他の用地）に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行い、<b>活用用地とその他の用地においては、既存住棟等の解体撤去及び整地等を行う。また、県営住宅整備用地と活用用地のいずれかに生活支援施設等の整備を行う。</b>なお、提案に応じて、活用用地においては、民間施設等の整備を行う。</p>	<p>「添付資料 03：土地利用計画図（案）」に示すように、本事業では事業用地を県営住宅整備用地と活用用地（活用されない土地がある場合は、活用用地とその他の用地）に分割し、県営住宅整備用地においては建替住棟等の整備を行う。なお、提案に応じて、活用用地においては、民間施設等の整備を行う。</p> <p>県営住宅整備用地と活用用地の分割は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」を参考に事業者の提案によるものとする。</p>																								

							<p>県営住宅整備用地と活用用地の分割は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」を参考に事業者の提案によるものとする。</p> <p>事業用地の使用期間中は、事業者は敷地の安全管理に努めることとし、本事業以外の目的で使用してはならない。</p> <p>事業者は、事業の実施にあたり、関係法令に従い関係機関と協議の上、事業用地周辺の公衆の利用に支障がないようにするとともに、利用者の安全管理に努めること。</p>	<p>事業用地の使用期間中は、事業者は敷地 <u>(用地活用業務の提案を行わない場合は、その他の用地を除く。)</u> の安全管理に努めることとし、本事業以外の目的で使用してはならない。</p> <p>事業者は、事業の実施にあたり、関係法令に従い関係機関と協議の上、事業用地周辺の公衆の利用に支障がないようにするとともに、利用者の安全管理に努めること。</p>
15	7	3	(1)	ア		<p>本事業では、事業用地の内、道路により区画される <u>4</u> つの街区を敷地D、<u>敷地E</u>、敷地F、敷地Gとする。県営住宅整備用地を敷地F 東側及び敷地Dとし、活用用地は敷地F 西側、<u>敷地G 及び敷地E</u>のうち、一定条件のもと事業者が提案内容に応じて選択するものとする。当該条件については、<u>5 (1) 生活支援施設等の整備の条件及び6 (1) 民間施設等の整備の条件</u>を参照のこと。</p>	<p>本事業では、事業用地の内、道路により区画される <u>3</u> つの街区を敷地D、敷地F、敷地Gとする。県営住宅整備用地を敷地F 東側及び敷地Dとし、活用用地は敷地F 西側<u>及び</u>敷地Gのうち、一定条件のもと事業者が提案内容に応じて選択するものとする。当該条件については、<u>5 (1) 民間施設等の整備の条件</u>を参照のこと。</p>	
16	7	3	(1)	イ		<p>集会所の建替は、既存集会所の解体撤去前に建替集会所を建設し、県に引渡しを行うことで、継続して集会所を利用できるようにする。</p>	<p>集会所の建替は、既存集会所<u>等</u>の解体撤去前に建替集会所<u>等</u>を建設し、県に引渡しを行うことで、継続して集会所を利用できるようにする。</p>	
17	7	3	(1)	ウ		<p>原則として、今回の県営住宅整備用地における建替住棟等の整備は、都市計画法における開発行為に該当しない。一方で、活用用地における<u>生活支援施設等及び</u>民間施設等の整備については、提案内容に応じて、都市計画法における開発許可等の手続きが必要になる場合がある。</p>	<p>原則として、今回の県営住宅整備用地における建替住棟等の整備は、都市計画法における開発行為に該当しない。一方で、活用用地における民間施設等の整備については、提案内容に応じて、都市計画法における開発許可等の手続きが必要になる場合がある。</p>	
18	10	4	(1)			<p>対象となる施設は、建替住棟、建替集会所及び付帯施設等からなり、将来的な維持管理等を考慮するとともに、安全・安心で良好な居住環境を備えた県営住宅として整備すること。</p>	<p>対象となる施設は、建替住棟、建替集会所<u>等</u>及び付帯施設等からなり、将来的な維持管理等を考慮するとともに、安全・安心で良好な居住環境を備えた県営住宅として整備すること。</p>	
19	11	4	(2)	ア	(エ)	<p><b>(追加)</b></p>	<p><b>(エ) その他</b></p> <p><u>・県が行う当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去工事においては、既存住棟の杭は地盤面下2m程度の位置でカットし上部を撤去する。残りの部分は当該用地に残置することとする。</u></p>	
20	11	4	(2)	イ		<p><b>イ 建替集会所</b></p> <p><b>(追加)</b></p> <p><u>(ア) 規模及び配置計画等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替住棟と別棟とすること。</li> <li>・児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li>・<u>2</u>台分の駐車場（1台あたり2.5m×5.0m）を設けること。</li> <li>・建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすい敷地Dの東側に配置すること。</li> <li>・木造（瓦屋根）とすること。</li> </ul> <p><u>(イ) 必要諸室等</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替集会所は延べ面積<u>170㎡程度</u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。また、間取りは自治会と協議済みの平面プラン（「添付資料05：建替集会所平面図」）を採用すること。<u>なお、生活支援施設等を県から活用用地を取得せずに建替集会所内に整備する場合において、「添付資料05：建替集会所平面図」のプランを変更する場合は、野並住宅自治会の了解を得ること。この場合、建替集会所の延べ面積は180㎡までとする。</u></li> <li>・便所には車いす使用者用便房を設けること。</li> <li>・建替集会所においては、クーラーを設置できるよう配管、配線及びスリーブ管等を取り付けること。</li> </ul> <p><u>・生活支援施設等に必要設備は生活支援施設整備企業の負担で整備すること。</u></p> <p><b>(追加)</b></p>	<p><b>イ 建替集会所等</b></p> <p><b>(ア) 建替集会所</b></p> <p><b>a</b> 規模及び配置計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替住棟と別棟とすること。</li> <li>・児童遊園と一体化した集会所とすること。</li> <li>・<u>3</u>台分の駐車場（1台あたり2.5m×5.0m）を設けること。</li> <li>・建替済みの住棟と合わせ、県営野並住宅全体の集会所として利用されることから、各住棟の居住者が利用しやすい敷地Dの東側に配置すること。</li> <li>・木造（瓦屋根）とし、<u>愛知県産材の使用に配慮</u>すること。</li> </ul> <p><b>b</b> 必要諸室等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替集会所は延べ面積<u>160～180㎡</u>とし、集会室、事務室、便所、湯沸室、倉庫等を設けること。また、間取りは自治会と協議済みの平面プラン（「添付資料05：建替集会所等平面図」）を採用すること。</li> <li>・便所には車いす使用者用便房を設けること。</li> <li>・建替集会所においては、クーラーを設置できるよう配管、配線及びスリーブ管等を取り付けること。</li> </ul> <p><b>(イ) 多目的スペース</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>建替集会所と一体的に利用できるスペースを整備すること。</u></li> <li>・<u>床面積は建替集会所とは別に30㎡程度とし、3面が開放可能な形態とすること。</u></li> <li>・<u>移動販売車の乗り入れが可能な仕様とすること。</u></li> <li>・<u>構造は任意とする。</u></li> </ul>	

21	13	4	(3)	カ		<p>県が事前に実施した調査の結果、<u>住戸内台所壁の石綿板</u>、配管継手部ガスケット、<u>物置屋根の波形スレート</u>、<u>ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板</u>、<u>各棟</u>屋根のアスファルトルーフィングについては、採取が困難またはアスベスト含有がほぼ確実であると判断できることから採取・分析は行わず「アスベスト含有みなし」とする。</p> <p>その他の部位に使用されている材料を含め、既存<u>住棟</u>等について、設計図書や現地の確認、必要な分析を実施し、アスベスト含有材の使用部位の把握を行なうこと。</p> <p>なお、<u>1号棟～3号棟</u>、<u>5号棟～8号棟</u>、<u>11号棟</u>、<u>12号棟</u>及び集会所の外壁仕上塗材分析調査の結果では、アスベストの含有は認められなかった。（「添付09：外壁アスベスト調査報告書」参照）</p>	<p>県が事前に実施した調査の結果、配管継手部ガスケット、屋根のアスファルトルーフィングについては、採取が困難またはアスベスト含有がほぼ確実であると判断できることから採取・分析は行わず「アスベスト含有みなし」とする。</p> <p>その他の部位に使用されている材料を含め、既存<u>集会所</u>等について、設計図書や現地の確認、必要な分析を実施し、アスベスト含有材の使用部位の把握を行なうこと。</p> <p>なお、<u>既存集会所</u>の外壁仕上塗材分析調査の結果では、アスベストの含有は認められなかった。（「添付09：外壁アスベスト調査報告書」参照）</p>																																																																																			
22	14	4	(5)		<p><b>(5) 既存住棟等の解体撤去</b></p> <p><b>ア 解体撤去対象施設等</b></p> <p>特定事業者は、<u>次表に示す事業用地内の既存住棟</u>等を解体撤去する。<u>ただし、県と協議して建替住棟等の整備の障害とならないものについては、この限りではない。</u></p> <p>県営住宅整備用地において、建替住棟等の整備の障害にならない既存杭の残置を認める。残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。</p> <p><u>事業用地のうち、県営住宅整備用地を除いた部分において、既存住棟の基礎及び基礎下 1.1mまで杭の撤去を行うこと。なお、活用用地において基礎下 1.1m以下の杭の撤去に係る費用については生活支援施設整備等企業及び用地活用企業の負担とする。</u></p> <p>既存<u>住棟</u>等について、事前調査を適宜実施し、解体撤去工事の計画・設計に反映させること。</p> <p><u>その他の用地が発生する場合は、その他の用地を整地し、外部に土砂や濁水が流出しないよう、小堤、素掘り側溝、沈砂池を適切に設けるとともに、外周部に安全柵（丸太支柱 h=1,200 トラロープ3段張り）を設置すること。</u></p> <p><u>また、その他の用地に杭を残置した場合は、残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="7">既存住棟</th> </tr> <tr> <th>住棟番号</th> <th>建設年度</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>戸数</th> <th>住戸タイプ</th> <th>延べ面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>1号棟</u></td> <td><u>昭和43年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>5階建</u></td> <td><u>35戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>1618.00㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>2号棟</u></td> <td><u>昭和42年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>5階建</u></td> <td><u>50戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>2019.85㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>3号棟</u></td> <td><u>昭和42年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>5階建</u></td> <td><u>50戸</u></td> <td><u>3K</u></td> <td><u>2858.85㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>5号棟</u></td> <td><u>昭和43年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>40戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>1626.76㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>6号棟</u></td> <td><u>昭和43年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>40戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>1676.26㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>7号棟</u></td> <td><u>昭和43年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>56戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>2227.46㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>8号棟</u></td> <td><u>昭和43年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>24戸</u></td> <td><u>2K</u></td> <td><u>976.10㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>11号棟</u></td> <td><u>昭和42年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>32戸</u></td> <td><u>4K</u></td> <td><u>2133.68㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>12号棟</u></td> <td><u>昭和42年</u></td> <td><u>RC造</u></td> <td><u>4階建</u></td> <td><u>32戸</u></td> <td><u>3K</u></td> <td><u>1641.60㎡</u></td> </tr> <tr> <td><u>付帯施設</u></td> <td colspan="6"><u>集会所、老人憩いの家、自転車置場、物置、児童遊園、ポンプ室等</u></td> </tr> </tbody> </table>	既存住棟							住棟番号	建設年度	構造	階数	戸数	住戸タイプ	延べ面積 (㎡)	<u>1号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>35戸</u>	<u>2K</u>	<u>1618.00㎡</u>	<u>2号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>50戸</u>	<u>2K</u>	<u>2019.85㎡</u>	<u>3号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>50戸</u>	<u>3K</u>	<u>2858.85㎡</u>	<u>5号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>40戸</u>	<u>2K</u>	<u>1626.76㎡</u>	<u>6号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>40戸</u>	<u>2K</u>	<u>1676.26㎡</u>	<u>7号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>56戸</u>	<u>2K</u>	<u>2227.46㎡</u>	<u>8号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>24戸</u>	<u>2K</u>	<u>976.10㎡</u>	<u>11号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>32戸</u>	<u>4K</u>	<u>2133.68㎡</u>	<u>12号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>32戸</u>	<u>3K</u>	<u>1641.60㎡</u>	<u>付帯施設</u>	<u>集会所、老人憩いの家、自転車置場、物置、児童遊園、ポンプ室等</u>						<p><b>(5) 既存集会所等の解体撤去</b></p> <p><b>ア 解体撤去対象施設等</b></p> <p>特定事業者は、事業用地内の既存<u>集会所</u>等を解体撤去する。</p> <p>県営住宅整備用地において、建替住棟等の整備の障害にならない既存杭の残置を認める。残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、県に図面を引き渡すこと。</p> <p>既存<u>集会所</u>等について、事前調査を適宜実施し、解体撤去工事の計画・設計に反映させること。</p> <p>(削除)</p>
既存住棟																																																																																										
住棟番号	建設年度	構造	階数	戸数	住戸タイプ	延べ面積 (㎡)																																																																																				
<u>1号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>35戸</u>	<u>2K</u>	<u>1618.00㎡</u>																																																																																				
<u>2号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>50戸</u>	<u>2K</u>	<u>2019.85㎡</u>																																																																																				
<u>3号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>5階建</u>	<u>50戸</u>	<u>3K</u>	<u>2858.85㎡</u>																																																																																				
<u>5号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>40戸</u>	<u>2K</u>	<u>1626.76㎡</u>																																																																																				
<u>6号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>40戸</u>	<u>2K</u>	<u>1676.26㎡</u>																																																																																				
<u>7号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>56戸</u>	<u>2K</u>	<u>2227.46㎡</u>																																																																																				
<u>8号棟</u>	<u>昭和43年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>24戸</u>	<u>2K</u>	<u>976.10㎡</u>																																																																																				
<u>11号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>32戸</u>	<u>4K</u>	<u>2133.68㎡</u>																																																																																				
<u>12号棟</u>	<u>昭和42年</u>	<u>RC造</u>	<u>4階建</u>	<u>32戸</u>	<u>3K</u>	<u>1641.60㎡</u>																																																																																				
<u>付帯施設</u>	<u>集会所、老人憩いの家、自転車置場、物置、児童遊園、ポンプ室等</u>																																																																																									
23	14	4	(5)	ウ	<p>解体撤去工事の施工は、<u>配付資料2「野並住宅取壊し工事（第5工区）図面」を参考とし</u>、振動や騒音等の対策を<u>これにならって</u>適切に行うなど周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。</p> <p>既存<u>住棟</u>等にアスベスト含有部材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」</p>	<p>解体撤去工事の施工は、振動や騒音等の対策を適切に行うなど周辺地域へ十分配慮するとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」及び資材の再資源化等に関わる諸法令に基づき、適切な処置の上、工事を進めること。</p> <p>既存<u>集会所</u>等にアスベスト含有部材の使用が認められる場合、「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）」及び「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対</p>																																																																																				

						及び「石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）」「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づき適切に処置を行うこと。	策マニュアル（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課）」に基づき適切に処置を行うこと。
24	15	4	(5)	エ		<u>住戸内台所壁の石綿板、配管継手部ガスケット、物置屋根の波形スレート、ベランダ隔て板及び目隠しの石綿板、各棟屋根のアスファルトルーフィングは、アスベストを含有しているものとして除却処分することとし、これらの撤去に係る費用については、特定事業者負担する。</u>	配管継手部ガスケット、屋根のアスファルトルーフィングは、アスベストを含有しているものとして除却処分することとし、これらの撤去に係る費用については、特定事業者負担する。
25	15	4	(6)	イ		・特定事業契約締結後は、 <u>既存住棟等及び本事業用地の管理は特定事業者で行うことになるため、既存住棟等への第三者の侵入防止及び草刈りの実施などを適切に行うこと。</u>	・特定事業契約締結後は、本事業用地（ <u>用地活用業務の提案を行わない場合は、その他の用地を除く。</u> ）の管理は特定事業者で行うことになるため、草刈りの実施などを適切に行うこと。
26	17	4	(9)	ア		特定事業者は、竣工検査の結果を、必要に応じて、建築基準法第7条第5項による検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告するとともに、 <u>ウ</u> の竣工確認を受けることとする。	特定事業者は、竣工検査の結果を、必要に応じて、建築基準法第7条第5項による検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて県に報告するとともに、 <u>イ</u> の竣工確認を受けることとする。
27	18	4	(15)			<b>(15) 瑕疵担保責任</b> <u>県は、それぞれの建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内（ただし、植栽の瑕疵については、1年以内）に建替住棟等に瑕疵が発見された場合、特定事業者に対してその責任と費用負担において、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u>	<b>(15) 契約不適合責任</b> <u>特定事業者は、締結した特定事業契約書に従って責任を履行する。なお、詳細については、特定事業契約書（案）に示す。</u>
28						<b>5 生活支援施設等整備業務に関する条件</b>  (略)	(削除)
29	19	5				<b>6 民間施設等の整備の条件</b> <b>(1) 民間施設等の整備の条件</b> 付帯事業として用地活用企業が行う用地活用業務は、県営住宅整備事業及び生活支援施設整備等事業と関連し一体的に実施することにより相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用すること。 活用用地は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」に示すとおり、敷地F西側、敷地E及び敷地Gとし、以下の①～③から提案内容に応じて事業者が選択すること。なお、①～③を複数選択することも可とする。（分筆に要する費用は事業者の負担とする。） ①：敷地Fの西側全部 ②：敷地Eの一部又は全部 ③：敷地Gの全部 <u>※敷地Eの一部を活用用地とする場合、分筆線は原則として南北に直線1本とする。</u>	<b>5 民間施設等の整備の条件</b> <b>(1) 民間施設等の整備の条件</b> 付帯事業として用地活用企業が行う用地活用業務は、県営住宅整備事業と関連し一体的に実施することにより相乗効果を発揮できるよう、民間事業者の創意工夫やノウハウを最大限に活用すること。 <u>また、名古屋市天白区から、「天白区がめざす『すこやかにいきいきと暮らせるまち』の実現に資する高齢者向け福祉施設の整備に配慮していただきたい。」との要望が示されている。なお、これ以外の社会福祉施設その他の提案を妨げるものではない。</u> 活用用地は、「添付資料03：土地利用計画図（案）」に示すとおり、敷地F西側及び敷地Gとし、以下の①又は②から提案内容に応じて事業者が選択すること。なお、①及び②共に選択することも可とする。（分筆に要する費用は事業者の負担とする。） ①：敷地Fの西側全部 ②：敷地Gの全部
30	19	5	(1)	ウ		・ <u>活用用地内に杭を残置した場合は、残置した杭の位置及び天端レベルを図示し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項の説明等において、当該事項を当該土地の買主に対して説明すること。</u> ・活用用地の対価に関する参考価格については、入札説明書を参照すること。	・ <u>県が行う当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去工事においては、既存住棟の杭は地盤面下2m程度の位置でカットし上部を撤去する。残りの部分は当該用地に残置することとするため、上記イ（ア）及びイ（イ）の場合は、残置された杭の位置及び天端レベルを図示し、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第35条に規定する重要事項の説明等において、当該事項を当該土地の買主に対して説明すること。なお、残置予定杭の位置については、県が行う解体撤去工事の図面を公開（8月下旬を予定）するため、こちらを参考とすること。</u> ・活用用地の対価に関する参考価格については、入札説明書を参照すること。

落札者決定基準変更概要

No	該当箇所				変更前				変更後																																																																																																										
	頁	数	(数)	カナ	(カナ)	英字	(英字)																																																																																																												
1	1	2	(1)					本事業は、県営住宅整備業務（本体事業）、 <u>生活支援施設等整備業務（付帯事業）</u> 及び提案に応じて行う用地活用業務（付帯事業）の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつサービスの提供を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、設計、建設及び工事監理等に関する能力等を総合的に評価します。	本事業は、県営住宅整備業務（本体事業） <u>と</u> 、提案に応じて行う用地活用業務（付帯事業）の各業務を通じて、事業者に効率的・効果的かつサービスの提供を求めるものであり、事業者の選定にあたっては、入札価格に加え、設計、建設及び工事監理等に関する能力等を総合的に評価します。																																																																																																										
2	1	2	(3)					委員長 奥宮 正哉 （名古屋大学 <u>大学院</u> 教授）	委員長 奥宮 正哉 （名古屋大学 <u>名誉</u> 教授）																																																																																																										
3	3	4	(2)	イ				（枠内） 活用用地取得費用の参考価格は <u>敷地E</u> +敷地Gの価格（ <u>687,000,000円</u> ）とします。	（枠内） 活用用地取得費用の参考価格は <u>敷地Fの西側</u> +敷地Gの価格（ <u>274,000,000円</u> ）とします。																																																																																																										
4	4	4	(2)	ウ				また、活用用地を取得しない提案に対する評価項目「4 活用用地の計画」のうち「 <u>(1) 活用の方針</u> 」及び「 <u>(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）</u> 」の評価は「D」とし、「 <u>活用計画（土地売買契約の確実性）</u> 」の評価点は、0点とします。	また、活用用地を取得しない提案に対する評価項目「4 活用用地の計画」の評価点は、0点とします。																																																																																																										
5								<p style="text-align: center;">表3 評価項目等及び配点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">評価項目等</th> <th colspan="2" style="background-color: #0056b3; color: white;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>I 提案内容に関する評価</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>1 基本方針・実施体制等</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 本事業に関する基本方針</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">9</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業実施体制</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業の安定性・リスク管理</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(4) 地域経済等への貢献</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>2 県営住宅の整備</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 団地計画</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>20</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 住棟・住戸計画</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>(3) 維持管理への配慮（定性的）</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>(4) 維持管理への配慮（定量的）</td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>3 工事中の環境対策・安全管理</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 施工計画</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事中の環境対策</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(3) 安全管理</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>4 活用用地の計画</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 活用の方針</td> <td style="text-align: center;"><u>4</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>16</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）</td> <td style="text-align: center;"><u>7</u></td> </tr> <tr> <td>活用計画（土地売買契約の確実性）</td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>I 小計</b></td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目等	配点		<b>I 提案内容に関する評価</b>			<b>1 基本方針・実施体制等</b>			(1) 本事業に関する基本方針	3	9	(2) 事業実施体制	2	(3) 事業の安定性・リスク管理	2	(4) 地域経済等への貢献	2	<b>2 県営住宅の整備</b>			(1) 団地計画	6	<u>20</u>	(2) 住棟・住戸計画	5	(3) 維持管理への配慮（定性的）	4	(4) 維持管理への配慮（定量的）	<u>5</u>	<b>3 工事中の環境対策・安全管理</b>			(1) 施工計画	2	7	(2) 工事中の環境対策	2	(3) 安全管理	3	<b>4 活用用地の計画</b>			(1) 活用の方針	<u>4</u>	<u>16</u>	(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）	<u>7</u>	活用計画（土地売買契約の確実性）	<u>5</u>	<b>I 小計</b>		52	<p style="text-align: center;">表3 評価項目等及び配点</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #0056b3; color: white;">評価項目等</th> <th colspan="2" style="background-color: #0056b3; color: white;">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>I 提案内容に関する評価</b></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>1 基本方針・実施体制等</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 本事業に関する基本方針</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">9</td> </tr> <tr> <td>(2) 事業実施体制</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(3) 事業の安定性・リスク管理</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(4) 地域経済等への貢献</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>2 県営住宅の整備</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 団地計画</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 住棟・住戸計画</td> <td style="text-align: center;">5</td> </tr> <tr> <td>(3) 維持管理への配慮（定性的）</td> <td style="text-align: center;">4</td> </tr> <tr> <td>(4) 維持管理への配慮（定量的）</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>3 工事中の環境対策・安全管理</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 施工計画</td> <td style="text-align: center;">2</td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">7</td> </tr> <tr> <td>(2) 工事中の環境対策</td> <td style="text-align: center;">2</td> </tr> <tr> <td>(3) 安全管理</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="background-color: #d9e1f2;"><b>4 活用用地の計画</b></td> </tr> <tr> <td>(1) 活用の方針</td> <td style="text-align: center;"><u>5</u></td> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>18</u></td> </tr> <tr> <td>(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）</td> <td style="text-align: center;"><u>10</u></td> </tr> <tr> <td>活用計画（土地売買契約の確実性）</td> <td style="text-align: center;"><u>3</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><b>I 小計</b></td> <td style="text-align: center;">52</td> </tr> </tbody> </table>	評価項目等	配点		<b>I 提案内容に関する評価</b>			<b>1 基本方針・実施体制等</b>			(1) 本事業に関する基本方針	3	9	(2) 事業実施体制	2	(3) 事業の安定性・リスク管理	2	(4) 地域経済等への貢献	2	<b>2 県営住宅の整備</b>			(1) 団地計画	6	<u>18</u>	(2) 住棟・住戸計画	5	(3) 維持管理への配慮（定性的）	4	(4) 維持管理への配慮（定量的）	<u>3</u>	<b>3 工事中の環境対策・安全管理</b>			(1) 施工計画	2	7	(2) 工事中の環境対策	2	(3) 安全管理	3	<b>4 活用用地の計画</b>			(1) 活用の方針	<u>5</u>	<u>18</u>	(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）	<u>10</u>	活用計画（土地売買契約の確実性）	<u>3</u>	<b>I 小計</b>		52
評価項目等	配点																																																																																																																		
<b>I 提案内容に関する評価</b>																																																																																																																			
<b>1 基本方針・実施体制等</b>																																																																																																																			
(1) 本事業に関する基本方針	3	9																																																																																																																	
(2) 事業実施体制	2																																																																																																																		
(3) 事業の安定性・リスク管理	2																																																																																																																		
(4) 地域経済等への貢献	2																																																																																																																		
<b>2 県営住宅の整備</b>																																																																																																																			
(1) 団地計画	6	<u>20</u>																																																																																																																	
(2) 住棟・住戸計画	5																																																																																																																		
(3) 維持管理への配慮（定性的）	4																																																																																																																		
(4) 維持管理への配慮（定量的）	<u>5</u>																																																																																																																		
<b>3 工事中の環境対策・安全管理</b>																																																																																																																			
(1) 施工計画	2	7																																																																																																																	
(2) 工事中の環境対策	2																																																																																																																		
(3) 安全管理	3																																																																																																																		
<b>4 活用用地の計画</b>																																																																																																																			
(1) 活用の方針	<u>4</u>	<u>16</u>																																																																																																																	
(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）	<u>7</u>																																																																																																																		
活用計画（土地売買契約の確実性）	<u>5</u>																																																																																																																		
<b>I 小計</b>		52																																																																																																																	
評価項目等	配点																																																																																																																		
<b>I 提案内容に関する評価</b>																																																																																																																			
<b>1 基本方針・実施体制等</b>																																																																																																																			
(1) 本事業に関する基本方針	3	9																																																																																																																	
(2) 事業実施体制	2																																																																																																																		
(3) 事業の安定性・リスク管理	2																																																																																																																		
(4) 地域経済等への貢献	2																																																																																																																		
<b>2 県営住宅の整備</b>																																																																																																																			
(1) 団地計画	6	<u>18</u>																																																																																																																	
(2) 住棟・住戸計画	5																																																																																																																		
(3) 維持管理への配慮（定性的）	4																																																																																																																		
(4) 維持管理への配慮（定量的）	<u>3</u>																																																																																																																		
<b>3 工事中の環境対策・安全管理</b>																																																																																																																			
(1) 施工計画	2	7																																																																																																																	
(2) 工事中の環境対策	2																																																																																																																		
(3) 安全管理	3																																																																																																																		
<b>4 活用用地の計画</b>																																																																																																																			
(1) 活用の方針	<u>5</u>	<u>18</u>																																																																																																																	
(2) 活用計画（土地売買契約の確実性を除く）	<u>10</u>																																																																																																																		
活用計画（土地売買契約の確実性）	<u>3</u>																																																																																																																		
<b>I 小計</b>		52																																																																																																																	
6	7							<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;"><b>2 県営住宅の整備</b></td> <td style="text-align: center;"><u>20</u></td> </tr> </table>	<b>2 県営住宅の整備</b>	<u>20</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #0056b3; color: white;"><b>2 県営住宅の整備</b></td> <td style="text-align: center;"><u>18</u></td> </tr> </table>	<b>2 県営住宅の整備</b>	<u>18</u>																																																																																																						
<b>2 県営住宅の整備</b>	<u>20</u>																																																																																																																		
<b>2 県営住宅の整備</b>	<u>18</u>																																																																																																																		



						②提案者の㎡単価 A : 100							②提案者の㎡単価 A : 100
						<p>※1 <u>生活支援施設等を建替集会所内で整備する場合、様式26と様式33により評価します。</u></p> <p>※2 <u>生活支援施設等を建替集会所内で整備する場合、様式27と様式34により評価します。</u></p> <p>※3 <u>活用地において、生活支援施設等及び民間施設等を整備する場合は、様式33と様式35により、生活支援施設等のみ整備する場合は、様式33により、民間施設等のみ整備する場合は、様式35により評価します。</u></p> <p>※4 <u>活用地において、生活支援施設等及び民間施設等を整備する場合は、様式34と様式36により、生活支援施設等のみ整備する場合は、様式34により、民間施設等のみ整備する場合は、様式36により評価します。</u></p>							
8	10					<p>※1 企業の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築または増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の設計実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。</p> <p>(a)建築物の用途：共同住宅</p> <p>(b)施工規模：1棟あたりの住戸数 <u>56戸</u>以上かつ延べ面積 <u>4,100平方メートル</u>以上（増築の場合は増築部分の面積）</p> <p>(c)建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	<p>※1 企業の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築または増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の設計実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。</p> <p>(a)建築物の用途：共同住宅</p> <p>(b)施工規模：1棟あたりの住戸数 <u>42戸</u>以上かつ延べ面積 <u>3,200平方メートル</u>以上（増築の場合は増築部分の面積）</p> <p>(c)建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p>						
9	11					<p>※1 配置予定技術者の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築又は増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の配置予定管理技術者の実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。</p> <p>(a)建築物の用途：共同住宅</p> <p>(b)施工規模：1棟あたりの住戸数 <u>37戸</u>以上かつ延べ面積 <u>2,800平方メートル</u>以上（増築の場合は増築部分の面積）</p> <p>(c)建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p>	<p>※1 配置予定技術者の評価対象工事は、元請として行った次に掲げる(a)(b)(c)全てを満たす建築物の新築又は増築工事とします。また、県発注工事以外の実績も認めます。設計業務に当たる企業の配置予定管理技術者の実績は、過去10年間に完成した建築物に限り認めます。</p> <p>(a)建築物の用途：共同住宅</p> <p>(b)施工規模：1棟あたりの住戸数 <u>28戸</u>以上かつ延べ面積 <u>2,100平方メートル</u>以上（増築の場合は増築部分の面積）</p> <p>(c)建物構造：鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造</p>						

特定事業契約書（案）変更概要

No	該当箇所				変更前	変更後
	頁	条	項	号		
1	前文				(2段落目) 県は、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨にのっとり、民間企業の実力等を最大限に活用するために、建替住棟等の設計、建設、所有権移転並びに活用用地における生活支援施設等及び民間施設等の整備からなる事業を、（以下略）	(2段落目) 県は、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に当たり、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の趣旨にのっとり、民間企業の実力等を最大限に活用するために、建替住棟等の設計、建設、所有権移転及び活用用地における民間施設等の整備からなる事業を、（以下略）
2	1	1	1	3	「事業者」とは、本事業の実施に際して、事業計画策定業務、県営住宅整備業務、 <u>生活支援施設等整備業務</u> 及び用地活用業務を実施する者をいう。	「事業者」とは、本事業の実施に際して、事業計画策定業務、県営住宅整備業務及び用地活用業務を実施する者をいう。
3	1	1	1	8	「県営住宅整備業務」とは、建替住棟等の整備に関する事前調査、既存住棟等の解体撤去に関する業務、建替住棟等の整備及び整備に関連するその他の業務（設計・建設・工事監理を含む。）及び建替住棟等の県への所有権移転・引渡し業務並びにそれらに付随する業務をいう（その詳細は、別紙2（1）イ記載のとおり）。	「県営住宅整備業務」とは、建替住棟等の整備に関する事前調査、既存集会所等の解体撤去に関する業務、建替住棟等の整備及び整備に関連するその他の業務（設計・建設・工事監理を含む。）及び建替住棟等の県への所有権移転・引渡し業務並びにそれらに付随する業務をいう（その詳細は、別紙2（1）イ記載のとおり）。
4	1	1	1	9	「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して県が作成し、令和2年3月9日に公表又は配付した愛知県工事関係者入札心得書、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、特定事業契約書（案）、売買契約書（案）、様式集、覚書（案）及びそれらの添付書類等をいう。	「入札説明書等」とは、本事業の実施に関して県が作成し、令和2年7月21日に公表又は配付した愛知県工事関係者入札心得書、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、特定事業契約書（案）、売買契約書（案）、様式集、覚書（案）及びそれらの添付書類等をいう。
5	1	1	1	12	「事業用地」とは、県が所有する愛知県営野並住宅の住棟等（1号棟から3号棟、5号棟から8号棟、11号棟及び12号棟）が現に立地する場所で、要求水準書の添付資料02 事業用地現況図（以下「添付資料02」という。）に記載の本事業の事業用地をいい、要求水準書の添付資料02の記載に従って、敷地D、敷地E、敷地F及び敷地Gに区分される。	「事業用地」とは、県が所有する愛知県営野並住宅の住棟等（1号棟、7号棟、8号棟、11号棟及び12号棟）が現に立地する場所で、要求水準書の添付資料02 事業用地現況図（以下「添付資料02」という。）に記載の本事業の事業用地をいい、要求水準書の添付資料02の記載に従って、敷地D、敷地F及び敷地Gに区分される。
6	1	1	1	13	「県営住宅整備用地」とは、要求水準書の添付資料03土地利用計画図（案）（以下「添付資料03」という。）記載の「県営住宅整備用地」として点線で囲まれた建替住棟等の整備用地をいう。なお、敷地Fにおける県営住宅整備用地と活用用地の境界の位置及び形状は事業者の提案によるものとする。	「県営住宅整備用地」とは、要求水準書の添付資料03土地利用計画図（案）（以下「添付資料03」という。）記載の「県営住宅整備用地」として囲まれた建替住棟等の整備用地をいう。なお、敷地Fにおける県営住宅整備用地と活用用地の境界の位置及び形状は事業者の提案によるものとする。
7	1	1	1	14	「活用用地」とは、添付資料03記載の「活用用地」として点線で囲まれた部分をいう。なお、敷地Eの一部を活用用地とする場合、分筆線は原則として南北に直線とする。また、敷地Fにおける県営住宅整備用地と活用用地の境界の位置及び形状は事業者の提案によるものとする。	「活用用地」とは、添付資料03記載の「活用用地」として囲まれた部分をいう。なお、敷地Fにおける県営住宅整備用地と活用用地の境界の位置及び形状は事業者の提案によるものとする。
8	2	1	1	16	「建替集会所」とは、 <u>事業用地において特定事業者が新たに整備する集会所（生活支援施設等を集会所内に整備する場合、当該室を含む。）をいう。</u>	「建替集会所」とは、 <u>本契約に基づき、特定事業者が新たに整備する集会所をいう。</u>
9	2	1	1	17	(追加)	<u>(17)「多目的スペース」とは、本契約に基づき、特定事業者が新たに整備する建替集会所と一体的に利用できるスペースをいう。</u>
10	2	1	1	18	(追加)	<u>(18)「建替集会所等」とは、事業用地において特定事業者が新たに整備する建替集会所及び多目的スペースをいう。</u>
11	2	1	1	20	(18)「建替住棟等」とは、建替住棟、 <u>建替集会所</u> 及び付帯施設等をいう。	(20)「建替住棟等」とは、建替住棟、 <u>建替集会所等</u> 及び付帯施設等をいう。
12	2	1	1	21	(19)「民間施設等」とは、付帯事業として用地活用企業が整備する住宅（共同住宅、下宿、寄宿舎を含む。） <u>又は</u> 店舗（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第二号から第五号までに該当するものに限る。）をいう。	(21)「民間施設等」とは、付帯事業として用地活用企業が整備する住宅（共同住宅、下宿、寄宿舎を含む。）、店舗（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3第二号から第五号までに該当するものに限る。） <u>及び生活支援施設等（要求水準書の添付資料07 生活支援施設等一覧に示す施設とする。）</u> をいう。
13	2	1	1	23	(21)「本件工事」とは、既存住棟等の解体撤去工事及び建替住棟等の建設工事をいう。	(23)「本件工事」とは、既存集会所等の解体撤去工事及び建替住棟等の建設工事をいう。

14	2	1	1	24	(22)「建替住棟等の整備に係る対価」とは、建替住棟等の建設等のための調査・設計、既存住棟等の解体撤去、建替住棟等並びに工事監理等に対する対価をいう。	(24)「建替住棟等の整備に係る対価」とは、建替住棟等の建設等のための調査・設計、既存集会所等の解体撤去、建替住棟等並びに工事監理等に対する対価をいう。
15	2	1	1	25	(23)「既存住棟等」とは、事業用地に存する1号棟から3号棟、5号棟から8号棟、11号棟、12号棟(以下、各棟を特定する場合は添付資料02の名称に合わせて「〇号棟」という。)、集会所(以下「既存集会所」という。)、ポンプ室、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいう。	(25)「既存住棟等」とは、事業用地に存する1号棟、7号棟、8号棟、11号棟、12号棟(以下、各棟を特定する場合は添付資料02の名称に合わせて「〇号棟」という。)、集会所(以下「既存集会所」という。)、老人憩いの家、ポンプ室、敷地内通路、駐車場、自転車置場及び児童遊園等をいう。
16	2	1	1	26	(追加)	(26)「既存集会所等」とは、既存集会所、老人憩いの家及びその付帯施設をいう。
17	3	1	1		(35)「生活支援施設等整備企業」とは、事業者の構成員うち、本事業のうち付帯事業たる生活支援施設等整備業務を担当するをいう。	(削除)
18	4	3	1		特定事業者は、県営住宅整備業務を、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従って遂行しなければならない。なお、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に定めのない内容は、県が適当と判断した場合には、愛知県建築設計業務委託契約約款及び愛知県公共工事請負契約約款(建築工事用)の定めに従うものとする。	特定事業者は、県営住宅整備業務を、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従って遂行しなければならない。なお、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に定めのない内容は、県が適当と判断した場合には、愛知県建築設計業務等委託契約約款、愛知県公共工事請負契約約款(建築工事用)及び監理委託契約約款の定めに従うものとする。
19	4	4	2	2	特定事業者の責任及び費用負担において、本契約、入札説明書等、事業提案書等、別紙5記載の事業日程、第18条(施工計画書等)に定める施工計画書等に従い、かつ、第14条(設計)に定める基本設計及び実施設計に基づき、県営住宅整備用地に建替住棟等を建設し、第26条(県による竣工確認書の交付)に定める県による竣工確認書の交付後、建替住棟等の所有権を県に移転して引き渡し、既存住棟等を解体撤去し、事業用地を引き渡す業務。	特定事業者の責任及び費用負担において、本契約、入札説明書等、事業提案書等、別紙5記載の事業日程、第18条(施工計画書等)に定める施工計画書等に従い、かつ、第14条(設計)に定める基本設計及び実施設計に基づき、既存集会所等を解体撤去し、県営住宅整備用地に建替住棟等を建設し、第26条(県による竣工確認書の交付)に定める県による竣工確認書の交付後、建替住棟等の所有権を県に移転して引渡す業務。
20	5	4	2	3	すべての既存住棟等の解体撤去後速やかに、測量を実施し、事業用地から活用用地を分割し、分筆登記手続を行う業務。	県が実施する事業用地に立地する既存住棟等(既存集会所等を除く。)の解体撤去後速やかに、測量を実施し、事業用地から活用用地を分割し、分筆登記手続を行う業務。
21	5	8	1		特定事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従い、自己の費用と責任において、事業用地の測量調査及び地質調査、事業用地周辺の周辺家屋調査及び電波障害調査、並びに既存住棟等のPCBを含有するシーリング材及び電気設備の有無の調査、アスベスト含有材等の使用状況調査、その他の調査(以下「調査等」という。)を行う。	特定事業者は、本契約、入札説明書等及び事業提案書等に従い、自己の費用と責任において、事業用地の測量調査及び地質調査、事業用地周辺の周辺家屋調査及び電波障害調査、並びに既存集会所等のPCBを含有するシーリング材及び電気設備の有無の調査、アスベスト含有材等の使用状況調査、その他の調査(以下「調査等」という。)を行う。
22	6	9	1		(既存住棟等の瑕疵) 第9条 既存住棟等に、県が特定事業者に入札説明書等で事前に指示した箇所以外でアスベストが存在することが判明した場合には、特定事業者は、直ちに県に報告するとともに、その除去処分方法について予め県に提案し承諾を得るものとする。(以下略)	(既存集会所等の瑕疵) 第9条 既存集会所等に、県が特定事業者に入札説明書等で事前に指示した箇所以外でアスベストが存在することが判明した場合には、特定事業者は、直ちに県に報告するとともに、その除去処分方法について予め県に提案し承諾を得るものとする。(以下略)
23	6	9	2		前項所定の物質以外で既存住棟等に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや既存住棟等の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により既存住棟等の解体撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合についても、前項と同様とする。(以下略)	前項所定の物質以外で既存集会所等に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや既存集会所等の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により既存集会所等の解体撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合についても、前項と同様とする。(以下略)
30	8	13	1		事業用地の貸与期間は、県営住宅整備用地については、本契約の締結日から建替住棟等の所有権移転及び引渡完了日までとし、活用用地については、活用用地の所有権移転及び引渡完了日までとする。	事業用地の貸与期間は、県営住宅整備用地については、本契約の締結日から別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日までとし、活用用地については、活用用地の所有権移転及び引渡し完了日までとする。
31	10	16	3		3 県の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により特定事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第32条(建替住棟等の整備に係る対価の支払い)記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について同条記載の対価から減額するものとする。ただし、県の設計変更が特定事業者の作成した設計図書の不備、瑕疵による場合又は特定事業者の調査の誤りないしは不足による場合は、特定事業者が当該費用を負担する。(以下略)	県の求めにより設計変更する場合においては、当該変更により特定事業者の費用に増減が生じたときは、県は、合理的範囲内で当該増加費用相当分を第32条(建替住棟等の整備に係る対価の支払い)記載の対価とは別に追加負担し、又は当該減少費用相当分について同条記載の対価から減額するものとする。ただし、県の設計変更が特定事業者の作成した設計図書の不備、本契約の内容に適合しないことによる場合又は特定事業者の調査の誤りないしは不足による場合は、特定事業者が当該費用を負担する。(以下略)

32	12	17	1	本件工事は、特定事業者のうち建設企業が担当し、既存住棟等の解体撤去及び建替住棟等の建設に関する県の特定事業者への通知や文書の交付その他の連絡は、建設企業のうち県が特定事業者の意見を聞いて選定した1社に対して行えば足りるものとする。	本件工事は、特定事業者のうち建設企業が担当し、既存集会所等の解体撤去及び建替住棟等の建設に関する県の特定事業者への通知や文書の交付その他の連絡は、建設企業のうち県が特定事業者の意見を聞いて選定した1社に対して行えば足りるものとする。
33	12	17		<u>3 特定事業者は、既存住棟等の解体撤去の工事については解体撤去の対象となる住棟の入居者がすべて移転したことを県が確認し、着工を許可するまでは、工事に着手することはできない。</u>	(削除)
34	12	17	3	<u>4 前項の規定にかかわらず、特定事業者は、県の許可を得た場合には、県に対し、建替集会所の所有権移転・引渡しを行った上で、既存集会所の解体撤去工事に着手することができるものとする。</u> この場合、特定事業者は、予め建替集会所について、第24条(特定事業者による竣工検査)に定める竣工検査を行い、第25条(県による竣工確認)に定める県の竣工確認を受けた上で、県から当該部分についての第26条(県による竣工確認書の交付)第1項に定める竣工確認書の交付を受けていなければならない。	<u>3 特定事業者は、建替集会所等の所有権移転・引渡し後、県の許可を得た上で、既存集会所等の解体撤去工事に着手するものとする。</u> この場合、特定事業者は、予め建替集会所等について、第24条(特定事業者による竣工検査)に定める竣工検査を行い、第25条(県による竣工確認)に定める県の竣工確認を受けた上で、県から当該部分についての第26条(県による竣工確認書の交付)第1項に定める竣工確認書の交付を受けていなければならない。
35	12	17	4	<u>5 特定事業者は、第3項の規定に従い既存住棟等を解体撤去した時点で、既存住棟等の解体撤去が完了した事業用地の状況を正確に表した現況図書を含む完了報告書を県に提出するものとする。</u>	<u>4 特定事業者は、既存集会所等を解体撤去した時点で、既存集会所等の解体撤去が完了した事業用地の状況を正確に表した現況図書を含む完了報告書を県に提出するものとする。</u>
36	12	17	5	<u>6 特定事業者は、別紙5記載の事業日程に従い建替住棟等を完成させ、建替住棟等の所有権移転・引渡しの日建替住棟等を県に引き渡し(建替集会所については、その所有権移転・引渡しの日県に引き渡すものとする。)、別紙5記載の事業日程に従い既存住棟等を解体撤去し、事業用地を県に返還するものとする。県は、それらの引渡し等を受けた後、第32条(建替住棟等の整備に係る対価の支払い)の規定に従い支払いを行うものとする。</u>	<u>5 特定事業者は、別紙5記載の事業日程に従い既存集会所等を解体撤去し、建替住棟等を完成させ、建替住棟等の所有権移転・引渡しの日建替住棟等を県に引渡すものとする。(建替集会所等については、その所有権移転・引渡しの日県に引き渡すものとする。)</u>
37	12	17	6	施工方法等、既存住棟等の解体撤去及び建替住棟等を完成するために必要な一切の方法については、特定事業者が自己の責任において定めるものとする。	施工方法等、既存集会所等の解体撤去及び建替住棟等を完成するために必要な一切の方法については、特定事業者が自己の責任において定めるものとする。
38	14	25	1	県は、特定事業者から前条第3項に定める報告を受けた場合、及び第17条第5項に定める完了報告書の提出を受けた場合、それぞれ14日以内に別紙10に記載する事項に関する竣工確認を特定事業者立会の上でそれぞれ実施しなければならない。	県は、特定事業者から前条第3項に定める報告を受けた場合、及び第17条第4項に定める完了報告書の提出を受けた場合、それぞれ14日以内に別紙10に記載する事項に関する竣工確認を特定事業者立会の上でそれぞれ実施しなければならない。
39	15	26	2	県は、既存住棟等の各工区の解体撤去が完了したことを確認した場合には、特定事業者に対し、既存住棟等の各工区に関する解体撤去に関する竣工確認書を交付する。	県は、既存集会所等の解体撤去が完了したことを確認した場合には、特定事業者に対し、既存集会所等に関する解体撤去に関する竣工確認書を交付する。
40	17	31	1	第31条 特定事業者は、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、県に対し、建替住棟等の所有権を移転して引渡し、別紙5記載の既存住棟等の解体撤去完了日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、県に対し、活用用地を返還するものとする。	第31条 特定事業者は、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日までに、県から竣工確認書の交付を受けたうえ、県に対し、建替住棟等の所有権を移転して引渡すものとする。
41	17	32	1	建替住棟等の整備に係る対価は、金 円(消費税、地方消費税相当額別途)とし、その内訳は以下のとおりとする。ただし、次項の定めるところにより対価の調整がなされた場合には、当該調整がなされた金額とする。 建替住棟等整備費 金 円 既存住棟等解体撤去費 金 円 (いずれも消費税、地方消費税相当額別途)	建替住棟等の整備に係る対価は、金 円(消費税、地方消費税相当額別途)とし、その内訳は以下のとおりとする。ただし、次項の定めるところにより対価の調整がなされた場合には、当該調整がなされた金額とする。 建替住棟等整備費 金 円 既存集会所等解体撤去費 金 円 (いずれも消費税、地方消費税相当額別途)
42	17	34	1	(前略) (1) 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務 (2) 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務 (3) 建替住棟の整備に関する業務(前2号を除く。) (4) 建替集会所の整備に関する業務	(前略) (1) 建替住棟等の基本設計業務又は実施設計業務 (2) 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の取得業務 (3) 建替集会所等の整備に関する業務 (4) 建替住棟等の整備に関する業務(前3号を除く。)

				(5) 既存 <u>住棟</u> 等の解体撤去に関する業務（一団の業務を対象とする。）	(5) 既存 <u>集会所</u> 等の解体撤去に関する業務
43	18	36	1	建替住棟等の所有権移転・引渡し又は <u>事業用地及び活用用地の返還</u> が、県の事由又は入居者の事由により別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は <u>当該事業用地等の返還日</u> より遅れた場合、県は、特定事業者に対して当該遅延に伴い特定事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額を、第32条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価とは別に支払わなければならない。	建替住棟等の所有権移転・引渡し、県の事由又は入居者の事由により別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日より遅れた場合、県は、特定事業者に対して当該遅延に伴い特定事業者が負担した合理的な増加費用に相当する額を、第32条（建替住棟等の整備に係る対価の支払い）記載の対価とは別に支払わなければならない。
44	18	36	2	建替住棟等の所有権移転・引渡し又は <u>事業用地及び活用用地の返還</u> が、特定事業者の事由により別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は当該事業用地等の返還日より遅れた場合、特定事業者は県に対して、建替住棟等の整備に係る対価につき愛知県財務規則（ <u>昭和30年規則第10号</u> ）第130条に定めるところにより計算した履行遅延による違約金及び県に生じた損害が当該違約金の額を超過する場合にはこの超過分相当額の賠償金をあわせて支払わなければならない。	建替住棟等の所有権移転・引渡し、特定事業者の事由により別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は当該事業用地等の返還日より遅れた場合、特定事業者は県に対して、建替住棟等の整備に係る対価につき愛知県財務規則（ <u>昭和39年規則第10号</u> ）第130条に定めるところにより計算した履行遅延による違約金及び県に生じた損害が当該違約金の額を超過する場合にはこの超過分相当額の賠償金をあわせて支払わなければならない。
45	19	36	3	不可抗力により建替住棟等の所有権移転・引渡し又は <u>事業用地及び活用用地の返還</u> が別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日又は <u>当該事業用地等の返還日</u> より遅れた場合に、当該遅延に伴い県又は特定事業者が負担した合理的な増加費用又は被った合理的損害については、特定事業者は契約金額の1%に至るまでの金額を負担し、県はその余を負担する。（以下略）	不可抗力により建替住棟等の所有権移転・引渡し、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日より遅れた場合に、当該遅延に伴い県又は特定事業者が負担した合理的な増加費用又は被った合理的損害については、特定事業者は契約金額の1%に至るまでの金額を負担し、県はその余を負担する。（以下略）
46	19	37		<p><u>(瑕疵担保責任)</u></p> <p><u>第37条</u> 県は、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内（ただし植栽の瑕疵については、1年以内）に建替住棟等に瑕疵が発見された場合、特定事業者に対してその責任と費用負担において、相当の期間を定めてその瑕疵の修補を行うことを請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、特定事業者の故意又は重大な過失に起因する瑕疵及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（平成11年法律第81号）に定める住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵については、建替住棟等の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</p> <p>2 特定事業者は、前項の瑕疵修補及び損害賠償債務の履行に備えて、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日の前日までに、建替住棟等のすべての住戸について、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」（平成19年法律第66号）に基づく「住宅建設瑕疵担保保証金」を同法の規定に基づき供託することを約するか、又は同法に基づく「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結しなければならない。なお、特定事業者は、県に対し、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日の前日までに、「住宅建設瑕疵担保保証金」を供託する場合は供託所の所在地、名称、建設瑕疵負担割合等を記載した説明書を提出し、「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結する場合は保険証書の原本を提示した上で、原本に基づき正写したことに相違ない旨を記載したその写しを提出して、それぞれその履行について報告しなければならない。</p> <p>3 特定事業者は、建替住棟等の所有権移転・引渡しの日から、別途県が特定事業者と協議の上定める日までの間（ただし、2年間を下回らないものとする。）、建替住棟等の不具合に関する建替住棟等の入居者からの申し出があり、県が対応を指示した場合には、直ちに現場確認を行い、必要な調整や入居者対応等の初期対応を行った上で、その内容及び結果を県に報告するものとする。</p> <p>4 前項の現場確認の結果、修補を要することが判明した場合において、それが第1項に定める瑕疵に該当する場合には、特定事業者は、速やかに然るべき修補を行った上で、県に報告するものとする。ただし、県が修補に代えて特定事業者に対する損害賠償を選択した場合はこの限りではない。また、特定事業者が修補を行った場合であっても、県が第1項に従い、特定事業者に対する損害賠償を請求することは妨げられない。</p>	<p><u>(契約不適合責任)</u></p> <p><u>第37条</u> 県は、引き渡された建替住棟等が種類又は品質に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、特定事業者に対し、建替住棟等の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。</p> <p>2 前項の場合において、特定事業者は、県に不相当な負担を課するものでないときは、県が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</p> <p>3 第1項の場合において、県が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、県は、その不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに契約金額の減額を請求することができる。</p> <p>(1) 履行の追完が不能であるとき。</p> <p>(2) 特定事業者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</p> <p>(3) 建替住棟等の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、特定事業者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げる場合のほか、県がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</p>

47	22	44		<p>本契約の事業期間は、本契約書記載のとおり、本契約として効力を生じたときから、建替住棟等の所有権移転・引渡しに係る一切の手続が完了し、<u>既存住棟等を解体撤去し、事業用地及び活用地の返還に係る一切の手続が完了</u>するまでとする。</p>	<p>本契約の事業期間は、本契約書記載のとおり、本契約として効力を生じたときから、建替住棟等の所有権移転・引渡しに係る一切の手続が完了するまでとする。</p>
48	22	46		<p>県は、特定事業者又は特定構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>契約解除に伴う損害賠償</u>）は適用される）。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p><u>(4) その他、入札説明書の3(4)ア「応募グループ及び構成員の参加要件」のうち(ウ)から(オ)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p>(追加)</p> <p>2 県は、特定事業者又は特定構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、特定事業者に対し、30日以上の期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>契約解除に伴う損害賠償</u>）は適用される）。</p> <p>(1) 設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、30日以上の期間を設けて催告を行ってもなお設計又は本件工事に着手せず、かつ当該遅延について県が満足すべき合理的な説明がなされないとき。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 県の承諾なく、事業用地を本事業の遂行以外の目的に使用収益したとき又は形質を変更したとき。</u></p> <p>(追加)</p> <p><u>(3) 前2号</u>に掲げる事由のほか、本契約又は本契約に基づく合意事項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>3 県は、特定構成員が、本契約に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場</p>	<p>県は、特定事業者又は特定構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、何らの催告なく、<u>直ちに</u>本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>県の損害賠償請求等</u>）は適用される）。</p> <p>(略)</p> <p><u>(4) 第54条（契約上の地位の譲渡）の規定に違反して契約代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p><u>(5) 引き渡された建替住棟等に契約不適合がある場合において、その不適合が建替住棟等を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</u></p> <p><u>(6) 特定事業者が建替住棟等の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>(7) 特定事業者の債務の一部の履行が不能である場合又は特定事業者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。</u></p> <p><u>(8) 建替住棟等の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、特定事業者が履行をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>(9) その他、入札説明書の3(4)ア「応募グループ及び構成員の参加要件」のうち(ウ)から(オ)のいずれかの要件を満たさなくなったとき。</u></p> <p><u>(10) 前各号に掲げる場合のほか、特定事業者がその債務の履行をせず、県が次項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>(11) 第47条（特定事業者による契約解除）の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。</u></p> <p>2 県は、特定事業者又は特定構成員が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、特定事業者に対し、30日以上の期間を設けて催告を行った上で、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>県の損害賠償請求等</u>）は適用される）。</p> <p>(1) 設計又は本件工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は本件工事に着手せず、30日以上の期間を設けて催告を行ってもなお設計又は本件工事に着手せず、かつ当該遅延について県が満足すべき合理的な説明がなされないとき。</p> <p><u>(2) 工事期間内に完成しないとき又は工事期間経過後相当の期間内に本件工事を完成する見込みがないと認められるとき。</u></p> <p><u>(3) 県の承諾なく、事業用地を本事業の遂行以外の目的に使用収益したとき又は形質を変更したとき。</u></p> <p><u>(4) 正当な理由がなく、第37条（契約不適合責任）第1項の履行の追完がなされないとき。</u></p> <p><u>(5) 契約の履行につき不正行為があったとき。</u></p> <p><u>(6) 県又はその補助者が行う監督又は検査に際し、その職務執行を妨げたとき。</u></p> <p><u>(7) 前各号</u>に掲げる事由のほか、本契約又は本契約に基づく合意事項のいずれかに違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。</p> <p>3 県は、特定構成員が、本契約に関し、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、<u>直ちに</u>本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了して</p>

			<p>合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも49条（<u>契約解除に伴う損害賠償</u>）は適用される）。</p> <p>(1) <u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。</u></p> <p>(2) <u>独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項（同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。）、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同条第2項（ただし、同条第1項第1号に係るものに限る。）の規定による罪の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき（特定構成員の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。</u></p> <p>(5) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。</u></p> <p>4 県は、特定構成員が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合、本件契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該業務に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>契約解除に伴う損害賠償</u>）は適用される）。</p> <p>(略)</p> <p>(追加)</p> <p>(略)</p> <p>8 本条により本契約の全部又は一部に関する契約が解除された場合、第1項から第4項において解除</p>	<p>いる場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>県の損害賠償請求等</u>）は適用される）。</p> <p>(1) <u>特定構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は特定構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が特定構成員に対し独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この項において同じ。）。</u></p> <p>(2) <u>納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が特定構成員又は特定構成員が構成事業者である事業者団体（以下「特定構成員等」という。）に対して行われたときは、特定構成員等に対する命令で確定したものをいい、特定構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。</u></p> <p>(3) <u>前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、特定構成員等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が特定構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p>(4) <u>特定構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p>(5) <u>特定構成員の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</u></p> <p>4 県は、特定構成員が、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当した場合（<u>特定構成員が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。</u>）、直ちに本件契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、解除の効力は当該業務に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条（<u>県の損害賠償請求等</u>）は適用される）。</p> <p>(略)</p> <p>(7) <u>特定構成員又は役員等が、第1号から第5号のいずれかに該当する者を下請け契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、県が特定構成員又はその役員等に対して当該契約の解除を求め、特定構成員又はその役員等がこれに従わなかったとき。</u></p> <p>(8) <u>暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。</u></p> <p>(略)</p> <p>8 本条により本契約の全部又は一部に関する契約が解除された場合、第1項から第4項において解除</p>
--	--	--	--	--

				<p>の効力の影響が及ばないとされるものを除き、特定事業者はその費用と責任において、原則として、速やかに事業用地を更地に回復して <u>(ただし、既存住棟等の解体工事に着手する前に契約解除された場合については、更地にすることを要しない。)</u>、県に返還しなければならない、また併せて特定事業者は県に対して解除の対象となった契約に係る業務について既に県から受領した対価がある場合には、これに受領時からの年利 <u>2.7%</u> により計算（1年を365日として日割り計算）した利息を付して直ちに県に返還するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>15 県は、特定事業者が本事業につき請負又は受託させる第三者が、第3条（業務遂行の指針）第5項に違反し、入札説明書の3（4）ア「応募グループ及び構成員の参加要件」に規定されている非該当でなければならない事由のうち（エ）又は（オ）のいずれかの事由に該当する第三者が本事業の一部でも請け負い、又は受託していることが判明した場合、特定事業者に対し、期限を定めて、当該第三者との間の契約を解除させる等、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないようにする措置をとるよう指示することができる。特定事業者が定められた期限までにかかる指示に従わない場合、県は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条 <u>(契約解除に伴う損害賠償)</u> は適用される）。</p>	<p>の効力の影響が及ばないとされるものを除き、特定事業者はその費用と責任において、原則として、速やかに事業用地を更地に回復して、県に返還しなければならない、また併せて特定事業者は県に対して解除の対象となった契約に係る業務について既に県から受領した対価がある場合には、これに受領時からの年利 <u>2.6%</u> により計算（1年を365日として日割り計算）した利息を付して直ちに県に返還するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>15 県は、特定事業者が本事業につき請負又は受託させる第三者が、第3条（業務遂行の指針）第5項に違反し、入札説明書の3（4）ア「応募グループ及び構成員の参加要件」に規定されている非該当でなければならない事由のうち（エ）又は（オ）のいずれかの事由に該当する第三者が本事業の一部でも請け負い、又は受託していることが判明した場合、特定事業者に対し、期限を定めて、当該第三者との間の契約を解除させる等、当該第三者が本事業に直接又は間接に関与しないようにする措置をとるよう指示することができる。特定事業者が定められた期限までにかかる指示に従わない場合、県は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする（この場合でも第49条 <u>(県の損害賠償請求等)</u> は適用される）。</p>
49	25	46条の2		(追加)	<u>前条第1項各号、第2項各号又は第4項各号に定める場合が県の責めに帰すべき事由によるものであるときは、県は、前条第1項、第2項又は第4項の規定による契約の解除をすることができない。</u>
50	26	47	1	<p>特定事業者は、県が <u>県の責めに帰すべき事由により本契約に基づく県の債務を履行しない場合で、かつ、県が特定事業者による通知の後30日以内に当該債務不履行を是正しない場合、特定事業者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする。</u></p>	<p>特定事業者は、県が <u>本件契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時ににおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p>
51	26	47	2	(追加)	<u>建替住棟等の所有権移転・引渡しが終了している場合には、解除の効力は当該部分に関する契約に影響を及ぼさないものとする。</u>
52	26	47条の2		(追加)	<u>前条第1項に定める場合が特定事業者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、特定事業者は、前条各項の規定による契約の解除をすることができない。</u>
53	26	48	1	<p>第45条（県による任意解除）又は <u>前条</u> の規定に基づき本契約が解除された場合、県は、特定事業者がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む。）を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、特定事業者は県に対して次条 <u>第3項</u> による損害賠償請求を行うことを妨げない。</p>	<p>第45条（県による任意解除）又は <u>第47条（特定事業者による契約解除）</u> の規定に基づき <u>建替住棟等の完成前に</u> 本契約が解除された場合、県は、特定事業者がすでに履行した債務に相当する対価（出来形に相当する分を含む。）を支払うものとし、その余の対価の支払いは免れるものとする。ただし、特定事業者は県に対して次条 <u>第4項</u> による損害賠償請求を行うことを妨げない。</p>
54	26	48	4	<p>特定事業者は、第45条（県による任意解除）又は <u>前条</u> の規定に基づき本契約が解除された場合、事業用地等に特定事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第19条（第三者の使用）の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。</p>	<p>特定事業者は、第45条（(県による任意解除) 又は <u>第47条（特定事業者による契約解除）</u> の規定に基づき <u>建替住棟等の完成前に</u> 本契約が解除された場合、事業用地等に特定事業者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具その他の物件（第19条（第三者の使用）の規定に基づく第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下同じ。）があるときは、当該物件を速やかに撤去するものとする。</p>
55	26	48	5	(追加)	<u>建替住棟等の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については県及び特定事業者が民法の規定に従って協議して決める。</u>
56	26	49		(追加)	<u>県は、特定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求する</u>

				<p><u>特定事業者は、第46条（県による契約解除）の規定に基づき本契約が解除された場合、契約金額（ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、建替住棟等整備費相当額を控除する。）の10%に相当する違約金を支払うものとする。ただし、県が被った損害の額が当該違約金を超過する場合は、県は、かかる超過額について別途特定事業者に損害賠償請求を行うことができる。県は、第51条（契約保証金等）の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当することができるものとする。</u></p> <p>(追加)</p> <p>2 第46条（県による契約解除）による契約の解除の場合において、建設中の建替住棟等の出来形評価額が出来形相当額を下回っている場合には、当該差額は県の損害の一部を構成し、前項に規定する損害賠償請求の対象になるものとする。</p> <p>3 第45条（県による任意解除）又は第47条（特定事業者による契約解除）による契約の解除の場合は、県は特定事業者が被った損害について、合理的な範囲で負担する。ただし、この場合、特定事業者は被った損害を裏付ける資料を県に提出しなければならない。</p> <p><u>4 特定事業者は、第46条（県による契約解除）の規定に基づき本契約が解除されない場合であっても、特定事業者がその債務の履行を拒否し、又は特定事業者の責めに帰すべき事由によって特定事業者の債務について履行不能となった場合には、第1項に準じて違約金の支払及び損害賠償の責めを負うものとし、県は、第51条（契約保証金等）の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当することができるものとする。</u></p> <p>5 特定構成員のいずれかについて破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人や再生債務者が本契約を解除した場合についても、<u>前項</u>と同様とする。</p> <p>(追加)</p>	<p><u>ことができる。</u></p> <p><u>(1) 工事期間内に本件工事を完成することができないとき。</u></p> <p><u>(2) この建替住棟等に契約不適合があるとき。</u></p> <p><u>(3) 第46条（県による契約解除）第1項、第2項又は第4項の規定により、建替住棟等の完成後にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、特定事業者は、契約金額（ただし、建替住棟等の所有権移転・引渡しを終了している場合には、建替住棟等整備費相当額を控除する。）の10%に相当する額を違約金として<u>県の指定する期間内</u>に支払うものとする。ただし、県が被った損害の額が当該違約金を超過する場合は、県は、かかる超過額について別途特定事業者に損害賠償請求を行うことができる。県は、第51条（契約保証金等）の規定により納付された契約保証金又はこれに代わる担保をもって、違約金等に充当することができるものとする <u>(第46条（県による契約解除）第4項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)</u>。</p> <p><u>(1) 第46条（県による契約解除）第1項、第2項又は第4項の規定により建替住棟等の完成前にこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 建替住棟等の完成前に、特定事業者がその債務の履行を拒否し、又は特定事業者の責めに帰すべき事由によって特定事業者の債務について履行不能となったとき。</u></p> <p>3 第46条（県による契約解除）による契約の解除の場合において、建設中の建替住棟等の出来形評価額が出来形相当額を下回っている場合には、当該差額は県の損害の一部を構成し、前項に規定する損害賠償請求の対象になるものとする。</p> <p>4 第45条（県による任意解除）又は第47条（特定事業者による契約解除）による契約の解除の場合は、県は特定事業者が被った損害について、合理的な範囲で負担する。ただし、この場合、特定事業者は被った損害を裏付ける資料を県に提出しなければならない。</p> <p>(削除)</p> <p>5 特定構成員のいずれかについて破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人、更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人、再生手続開始の決定があった場合における民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された管財人や再生債務者が本契約を解除した場合についても、<u>第2項第2号</u>と同様とする。</p> <p><u>6 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして特定事業者及び下請負人のいずれの責めにも帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。</u></p> <p><u>7 第1項第1号の場合に該当し、県が損害金を請求する場合の請求額は、契約金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は切り捨てる。）につき、遅延日数に応じ、年14.5パーセントの割合で計算した額とする。</u></p> <p><u>8 前項の損害金に100円未満の端数があるとき、又は損害金が100円未満であるときは、その端数</u></p>
--	--	--	--	--	---

					<p><u>金額又はその損害金は徴収しないものとする。</u></p> <p><u>9 第2項の場合(第46条(県による契約解除)第4項の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第51条(契約保証金等)の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、県は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。</u></p>
57	28	49条の2		(追加)	<p><u>県は、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡し日から5年以内(ただし植栽の契約不適合については、1年以内)でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、契約金額の減額の請求又は契約の解除(以下この条において「請求等」という。)をすることができない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、県が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、特定事業者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、特定事業者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。</u></p> <p><u>4 県が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を特定事業者に通知した場合において、県が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。</u></p> <p><u>5 県は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法(明治29年法律第89号)の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。</u></p> <p><u>6 前各項の規定は、契約不適合が特定事業者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する特定事業者の責任については、民法の定めるところによる。</u></p> <p><u>7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。</u></p> <p><u>8 特定事業者の「住宅の品質確保の促進等に関する法律」(平成11年法律第81号。以下「品確法」という。)に定める「住宅の構造耐力上主要な部分等」の「瑕疵」については、建替住棟等の引渡し・所有権移転の日から10年が経過するまでその瑕疵(以下、品確法上の「瑕疵」も「不適合」に含むものとする。)の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>9 特定事業者は、第1項の契約不適合修補及び損害賠償債務の履行に備えて、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日の前日までに、建替住棟等のすべての住戸について、「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」(平成19年法律第66号)に基づく「住宅建設瑕疵担保保証金」を同法の規定に基づき供託することを約するか、又は同法に基づく「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結しなければならない。なお、特定事業者は、県に対し、別紙5記載の建替住棟等の所有権移転・引渡しの日の前日までに、「住宅建設瑕疵担保保証金」を供託する場合は供託所の所在地、名称、建設瑕疵負担割合等を記載した説明書を提出し、「住宅建設瑕疵担保責任保険契約」を締結する場合は保険証書の原本を提示した上で、原本に基づき正写したことに相違ない旨を記載したその写しを提出して、それぞれその履行について報告しなければならない。</u></p> <p><u>10 特定事業者は、建替住棟等の所有権移転・引渡しの日から、別途県が特定事業者と協議の上定める日までの間(ただし、2年間を下回らないものとする。)、建替住棟等の不具合に関する建替住棟等の入居者からの申し出があり、県が対応を指示した場合には、直ちに現場確認を行い、必要な調整や入居者対応等の初期対応を行った上で、その内容及び結果を県に報告するものとする。</u></p> <p><u>11 前項の現場確認の結果、修補を要することが判明した場合において、それが第1項に定める契約</u></p>



					<p>工事計画図 <u>39-4</u></p> <p>外観透視図（鳥瞰、事業用地全体） <u>39-5</u></p> <p>外観透視図（目線） <u>39-6</u></p> <p>建替住棟基準階平面図 <u>39-7</u></p> <p>日影図 <u>39-8</u></p> <p>建替住棟断面図 <u>39-9</u></p> <p>構造計画図 <u>39-10</u></p> <p>建替住棟立面図 <u>39-11</u></p> <p>建替住棟住戸タイプ別平面図 <u>39-12</u></p> <p>建替住棟仕上表 <u>39-13</u></p> <p>将来用途変更可能空間平面図 <u>39-14</u></p> <p>戸数変更後住戸平面図 <u>39-15</u></p> <p>戸数変更後住棟平面図 <u>39-16</u></p> <p>建替集会所平面図・立面図・仕上表 <u>39-17</u></p> <p>活用用地活用計画図 <u>39-18</u></p>					<p>工事計画図 <u>37-4</u></p> <p>外観透視図（鳥瞰、事業用地全体） <u>37-5</u></p> <p>外観透視図（目線） <u>37-6</u></p> <p>建替住棟基準階平面図 <u>37-7</u></p> <p>日影図 <u>37-8</u></p> <p>建替住棟断面図 <u>37-9</u></p> <p>構造計画図 <u>37-10</u></p> <p>建替住棟立面図 <u>37-11</u></p> <p>建替住棟住戸タイプ別平面図 <u>37-12</u></p> <p>建替住棟仕上表 <u>37-13</u></p> <p>将来用途変更可能空間平面図 <u>37-14</u></p> <p>戸数変更後住戸平面図 <u>37-15</u></p> <p>戸数変更後住棟平面図 <u>37-16</u></p> <p>建替集会所等平面図・立面図・仕上表 <u>37-17</u></p> <p>活用用地活用計画図 <u>37-18</u></p>
65	34	別紙2 (1) イ (イ)		<p>(イ) 既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する設計</li> <li>・既存<u>住棟</u>等の解体撤去工事</li> <li>・既存<u>住棟</u>等の解体撤去に関する工事監理</li> <li>・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>	<p>(イ) 既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する設計</li> <li>・既存<u>集会所</u>等の解体撤去工事</li> <li>・既存<u>集会所</u>等の解体撤去に関する工事監理</li> <li>・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>					
66	34	別紙2 (1) イ (エ)		<p>(エ) その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続</li> <li>・地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応</li> <li>・完成確認、所有権の移転及び引渡し</li> <li>・事業用地の確定測量・分筆登記</li> <li>・<u>瑕疵担保</u>検査の実施</li> <li>・社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援</li> <li>・会計実地検査の支援</li> <li>・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>	<p>(エ) その他の業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業の実施に必要な許認可及び各種申請等の行政手続</li> <li>・地元説明会、周辺家屋補償、電波障害事後調査及び対策等の近隣対策及び対応</li> <li>・完成確認、所有権の移転及び引渡し</li> <li>・事業用地の確定測量・分筆登記</li> <li>・<u>契約不適合責任</u>検査の実施</li> <li>・社会資本整備総合交付金申請関係書類の作成支援</li> <li>・会計実地検査の支援</li> <li>・その他上記業務を実施する上で必要な関連業務</li> </ul>					
67	35	別紙2 (2) ア		<p><u>ア 生活支援施設等整備業務（付帯事業）</u></p> <p><u>生活支援施設等整備企業は、入札手続において提出した事業提案書に基づき、生活支援施設等の整備及び運営に関する事業計画の策定を行い、自らの事業として生活支援施設等（「添付資料07：生活支援施設等一覧」に示す施設をいう。以下同じ）の整備及び運営を行う。</u></p> <p><u>県から活用用地を取得する場合、活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と生活支援施設等整備企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</u></p> <p><u>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格</u></p>	<p>(削除)</p>					

				<p><u>の変動に基づき補正したものとする。具体的な生活支援施設等整備業務については、建替住棟等整備後速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議することとする。</u></p> <p><u>また、県から活用用地を取得しない場合は、建替集会所内に整備し、運営を行う。この場合、生活支援施設等整備企業が整備に係る費用を負担するとともに、運営に当たっては、別途県と協議して決定する部屋の使用料を負担すること。</u></p> <p>イ 用地活用業務（付帯事業）</p> <p>用地活用企業は、入札手続において提出した事業提案書に基づき、民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行い、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。</p> <p>活用用地の取得は、当該用地に立地する既存住棟等の解体撤去が完了し、県が行う行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、<u>建替住棟等整備後</u>速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議するものとする。</p>	<p>ア 用地活用業務（付帯事業）</p> <p>用地活用企業は、入札手続において提出した事業提案書に基づき、民間施設等の整備に関する事業計画の策定を行い、県から活用用地を取得し、自らの事業として民間施設等の整備を行う。</p> <p>活用用地の取得は、<u>県が行う</u>当該用地に立地する既存住棟等（<u>既存集会所等を除く。</u>）の解体撤去が完了し、行政財産から普通財産への変更手続き完了後に行う。その際、土地の売買については県と用地活用企業との間で別途売買契約を取り交わすこととする。</p> <p>なお、活用用地取得の対価は、入札時に事業者から提案された活用用地の購入価格を地価公示価格の変動に基づき補正したものとする。具体的な用地活用業務については、速やかに実施することを基本として、事業提案書に基づき、活用用地の譲渡時期等を別途協議するものとする。</p>																				
68	36	別紙3		<table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>79番地 他</u></td> </tr> <tr> <td>事業用地面積</td> <td>事業用地面積 約 <u>15,200</u> m<sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内</td> </tr> <tr> <td>容積率/建蔽率</td> <td>200%/60%</td> </tr> <tr> <td>日影規制</td> <td>8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間</td> </tr> </table>	所在地	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>79番地 他</u>	事業用地面積	事業用地面積 約 <u>15,200</u> m <sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)	用途地域等	第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内	容積率/建蔽率	200%/60%	日影規制	8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間	<table border="1"> <tr> <td>所在地</td> <td>愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>地内</u></td> </tr> <tr> <td>事業用地面積</td> <td>事業用地面積 約 <u>8,900</u> m<sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)</td> </tr> <tr> <td>用途地域等</td> <td>第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内</td> </tr> <tr> <td>容積率/建蔽率</td> <td>200%/60%</td> </tr> <tr> <td>日影規制</td> <td>8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間</td> </tr> </table>	所在地	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>地内</u>	事業用地面積	事業用地面積 約 <u>8,900</u> m <sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)	用途地域等	第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内	容積率/建蔽率	200%/60%	日影規制	8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間
所在地	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>79番地 他</u>																								
事業用地面積	事業用地面積 約 <u>15,200</u> m <sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)																								
用途地域等	第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内																								
容積率/建蔽率	200%/60%																								
日影規制	8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間																								
所在地	愛知県名古屋市天白区福池一丁目 <u>地内</u>																								
事業用地面積	事業用地面積 約 <u>8,900</u> m <sup>2</sup> (県営住宅整備用地と活用用地の内訳については提案による)																								
用途地域等	第1種住居地域、31m 高度地区、緑化地域、準防火地域、居住誘導区域内																								
容積率/建蔽率	200%/60%																								
日影規制	8時～16時、測定点4.0m、5m ライン4.0時間、10m ライン2.5時間																								
69	38	別紙5		<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業契約の締結 令和2年 月 日</li> <li>・建替住棟等の設計期間 令和 年 月～令和 年 月末</li> <li>・建替住棟等の建設期間 令和 年 月～令和 年 月末</li> <li>・建替住棟の所有権移転・引渡しの日 令和 年 月末</li> <li>・<u>1号棟（敷地G）、7号棟及び8号棟（敷地F）、11号棟及び12号棟（敷地D）の解体撤去完了日</u> 令和 年 月末</li> <li>・<u>2号棟、3号棟、5号棟及び6号棟（敷地E）の解体撤去完了日</u> 令和 年 月末</li> <li>・建替集会所の所有権移転・引渡しの日 令和 年 月末</li> <li>・<u>既存集会所の解体撤去完了日</u> 令和 年 月末</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定事業契約の締結 令和2年 月 日</li> <li>・建替住棟等の設計期間 令和 年 月～令和 年 月末</li> <li>・建替住棟等の建設期間 令和 年 月～令和 年 月末</li> <li>・建替住棟等（<u>建替集会所等を除く。</u>）の所有権移転・引渡しの日 令和 年 月末</li> <li>・建替集会所等の所有権移転・引渡しの日 令和 年 月末</li> </ul>																				
70	39	別紙6	1	<p>対象となる対価は、建替住棟等の整備に係る対価（消費税、地方消費税相当額を除く。）のうち、既存<u>住棟</u>等の解体撤去工事に係る費用及び建替住棟等の建設工事に係る費用（以下「対象費用」という。）とする。当該費用について、県が下記2に規定する計算式により調整する。なお、物価変動率*1が±0.015を超える場合に限って、±0.015を超える額について対価を調整することとする。</p> <p>*1：物価変動率=α-1</p> $\alpha = \frac{\text{（各調整時期における指定期間*2の建設工事費デフレーター*3の平均値）}}{\text{（令和元年9月から令和元年12月までの建設工事費デフレーターの平均値）}}$ <p>*2：各調整時期における指定期間は下表のとおりとする。なお、指定期間内の各月の建設工事費デフ</p>	<p>対象となる対価は、建替住棟等の整備に係る対価（消費税、地方消費税相当額を除く。）のうち、既存<u>集会所</u>等の解体撤去工事に係る費用及び建替住棟等の建設工事に係る費用（以下「対象費用」という。）とする。当該費用について、県が下記2に規定する計算式により調整する。なお、物価変動率*1が±0.015を超える場合に限って、±0.015を超える額について対価を調整することとする。</p> <p>*1：物価変動率=α-1</p> $\alpha = \frac{\text{（各調整時期における指定期間*2の建設工事費デフレーター*3の平均値）}}{\text{（令和2年1月から令和2年4月までの建設工事費デフレーターの平均値）}}$ <p>*2：各調整時期における指定期間は下表のとおりとする。なお、指定期間内の各月の建設工事費デフ</p>																				

				レーターの値は、下表の基準日にて確定するものとする。			レーターの値は、下表の基準日にて確定するものとする。		
				調整時期	指定期間	基準日	調整時期	指定期間	基準日
				① 令和2年度末	令和2年1月から令和2年12月まで	令和3年3月20日	① 令和2年度末	令和2年1月から令和2年12月まで	令和3年3月20日
				② 令和3年度末	令和3年1月から令和3年12月まで	令和4年3月20日	② 令和3年度末	令和3年1月から令和3年12月まで	令和4年3月20日
				③ 令和4年度末	令和4年1月から令和4年12月まで	令和5年3月20日	③ 令和4年度末	令和4年1月から令和4年12月まで	令和5年3月20日
				④ 令和6年1月末 (特定事業完了時)	令和5年1月から令和5年10月まで	令和6年1月20日	④ 令和6年1月末 (特定事業完了時)	令和5年1月から令和5年 月 日まで	令和6年 月 日
				* 3 : 建設工事費デフレーター : 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課「建設工事費デフレーター (住宅建築・非木造)」			* 3 : 建設工事費デフレーター : 国土交通省総合政策局情報管理部建設調査統計課「建設工事費デフレーター (住宅建築・非木造)」		
71	42	別紙8 (3) 2		2 本業務の成果品のうち、電子納品の対象とする成果品は別表1に示す設計図面(建築・電気設備・機械設備・エレベーター・植栽植樹・畳・取壊し)及びその他監督員が指示するものとし、その作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」に基づき行うものとする。			本業務の成果品のうち、電子納品の対象とする成果品は別表1に示す設計図面(建築・電気設備・機械設備・エレベーター・植栽植樹・畳・取壊し)及びその他監督員が指示するものとし、その作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づき行うものとする。		
72		別紙9 (1)		(1)建設工事保険、組立保険又は土木工事保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。) <u>ただし</u> 、建設工事保険…建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする(一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。)  (略)			(1)建設工事保険、組立保険又は土木工事保険(又は類似の機能を有する共済等を含む。以下同じ。) 建設工事保険…建物の建築を主体とする工事を対象とし、火災保険も含めるものとする(一部に付帯設備工事、土木工事を含む場合も対象とする。)  (略)		
73	51	別紙11		(略) 17. 完成写真(アルバム・CD) <u>18.</u> 建設住宅性能評価書  (略)			(略) 17. 完成写真(アルバム・CD) <u>18.</u> <u>建築主の要求による登記に関する書類</u> <u>19.</u> 建設住宅性能評価書  (略)		
74	52	(別紙) B		対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a> を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。			対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」( <a href="https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html">https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.html</a> を参照)に基づく。ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。		

覚書（案）変更概要

No	該当箇所				変更前	変更後
	頁	条	項	号		
1	1				愛知県（以下、「県」という。）と、及び（以下、「特定事業者」という。）並びに（以下、「生活支援施設等整備企業」という。）、（以下、「用地活用企業」という。）は、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下、「本事業」という。）の実施に関し、以下のとおり覚書を締結する。	愛知県（以下「県」という。）と、及び（以下「特定事業者」という。）並びに（以下「 <u>用地活用企業</u> 」という。）は、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、以下のとおり覚書を締結する。
2	2				<u>（生活支援施設等整備企業）</u>  <u>所在地</u> <u>商号又は名称</u> <u>代表者氏名</u>	<u>（削除）</u>
3	3	1	1		県、特定事業者、 <u>生活支援施設等整備企業</u> 及び用地活用企業は、本事業の円滑な実施のため、相互に努力しなければならない。	県、特定事業者及び用地活用企業は、本事業の円滑な実施のため、相互に努力しなければならない。
4	3	2	1		<u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業は、既存住棟等の解体撤去が完了し、活用用地の分筆登記が完了した場合において、県に申し出たときには、県との間で、別紙「愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 活用用地売買契約書」（以下、「本件売買契約書」という。）に基づき、県における所定の手続を経た上で、事業提案書における活用用地提案価格調書（以下、「調書」という。）に記載の活用用地の購入提案価格を活用用地の対価とし、活用用地の売買契約（以下、「本件売買契約」という。）を締結する。	用地活用企業は、既存住棟等の解体撤去が完了し、活用用地の分筆登記が完了した場合において、県に申し出たときには、県との間で、別紙「愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 活用用地売買契約書」（以下「本件売買契約書」という。）に基づき、県における所定の手続を経た上で、事業提案書における活用用地提案価格調書（以下「調書」という。）に記載の活用用地の購入提案価格を活用用地の対価とし、活用用地の売買契約（以下「本件売買契約」という。）を締結する。
5	3	2	2		<u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業が、活用用地について県が行う行政財産から普通財産への変更手続が完了するまでに本件売買契約の締結を申し出なかった場合において、県が求めた場合には、 <u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業は、直ちに県との間で、本件売買契約を締結しなければならない。	用地活用企業が、活用用地について県が行う行政財産から普通財産への変更手続が完了するまでに本件売買契約の締結を申し出なかった場合において、県が求めた場合には、用地活用企業は、直ちに県との間で、本件売買契約を締結しなければならない。
6	3	5	1		前2条にかかわらず、活用用地についての愛知県公有財産規則（昭和48年規則第23号）第42条第3号に規定する評価額（以下「売却可能額」という。）が活用用地の対価（前条による活用用地の対価の修正がなされた場合には修正後の対価）を上回った場合には、 <u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業は、売却可能額での活用用地の売買について県と協議する。	前2条にかかわらず、活用用地についての愛知県公有財産規則（昭和48年規則第23号）第42条第3号に規定する評価額（以下「売却可能額」という。）が活用用地の対価（前条による活用用地の対価の修正がなされた場合には修正後の対価）を上回った場合には、用地活用企業は、売却可能額での活用用地の売買について県と協議する。
7	3	5	2		<u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業が売却可能額をもって活用用地を買い受けることとした場合、生活支援施設等整備企業及び用地活用企業は、県との間で、速やかに本件売買契約書の様式（ただし、活用用地の対価は売却可能額に修正するものとする。）により売買契約を締結する。	用地活用企業が売却可能額をもって活用用地を買い受けることとした場合、用地活用企業は、県との間で、速やかに本件売買契約書の様式（ただし、活用用地の対価は売却可能額に修正するものとする。）により売買契約を締結する。
8	3	5	3		<u>生活支援施設等整備企業又は</u> 用地活用企業が売買を行わないこととした場合であっても、 <u>生活支援施設等整備企業及び</u> 用地活用企業は、県に対し、それまでの契約準備に要した費用、違約金、損害金等、一切の請求をしない。	用地活用企業が売買を行わないこととした場合であっても、用地活用企業は、県に対し、それまでの契約準備に要した費用、違約金、損害金等、一切の請求をしない。
9	4	6	1		<u>生活支援施設等整備企業又は</u> 用地活用企業が、その責めに帰すべき事由により、本件売買契約を締結しなかった場合には、特定事業者、 <u>生活支援施設等整備企業</u> 及び用地活用企業は、県に対し、 <u>連帯して</u> 活用用地の購入提案価格の10%に相当する違約金を支払うとともに、県が被った損害の額が当該違約金を超過する場合は、さらにかかる超過額についても <u>連帯して</u> 県に賠償する。	用地活用企業が、その責めに帰すべき事由により、本件売買契約を締結しなかった場合には、特定事業者及び用地活用企業は、県に対し、活用用地の購入提案価格の10%に相当する違約金を支払うとともに、県が被った損害の額が当該違約金を超過する場合は、さらにかかる超過額についても県に賠償する。

活用用地売買契約書（案）変更概要

No	該当箇所				変更前	変更後
	頁	条	項	号		
1	1	2	2		(追加)	<u>2 前項に定める数量は、別添図面等資料による数量であり、乙は、本数量をもって契約数量とすることを了承するものとする。</u>
2	2	7	2		前項の契約保証金は、第19条、 <u>第19条の2</u> 及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部の予定と解釈しない。	前項の契約保証金は、第19条、 <u>第19条の3</u> 及び第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部の予定と解釈しない。
3	2	11	1		<u>乙は、この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が甲の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には甲に対して、売買代金の減免、売買代金の支払拒絶又は契約の解除を請求することができない。</u>	<u>この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引き渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、本契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、本契約の解除を請求することができる。また、乙は、本契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。</u>
4	2	11	2		(追加)	<u>2 甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することにより本契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引き渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡し本契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。</u>
5	3	11	3		(追加)	<u>3 第1項の請求により、本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、受領済みの金員を無利息で速やかに返還するものとする。</u>
6	3	12	1		乙は、この契約締結後、売買物件に <u>契約不適合のあることを発見しても、契約不適合の是正、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。</u> <u>なお、埋蔵文化財以外の地質障害・地中障害物その他の予見できないことに関しては別途甲と乙とで協議するものとする。ただし、特定事業実施により予見しうるものを除く。</u>	乙は、この契約締結後、売買物件が <u>種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）</u> であるときに、当該契約不適合を理由として、 <u>履行の追完請求、代金減額請求、損害賠償請求又は本契約解除を</u> することができない。
7	3	13	1		乙は、売買物件を、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 特定事業契約書第1条第10号に定義される事業提案書等（以下、「事業提案書等」という。）に記載された <u>【生活支援施設等整備業務又は用地活用業務のいずれか該当する業務を記載】</u> の内容を履行する用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。	乙は、売買物件を、愛知県営野並住宅PFI方式整備等事業 特定事業契約書第1条第10号に定義される事業提案書等（以下「事業提案書等」という。）に記載された <u>用地活用業務</u> の内容を履行する用途（以下「指定用途」という。）に自ら供さなければならない。
8	3	13条の2	1	(1)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条 <u>第2項</u> に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条 <u>第2号</u> に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の事務所その他これに類するもの
9	3	14	3		3 乙は、売買物件を指定期日の翌日から 年間（以下「指定用途期間」という。）指定用途に供さなければならない。 <u>【生活支援施設等整備業務の場合、3項を下記内容に変更】</u> <u>3 乙は、売買物件を指定期日の翌日からこの契約締結後5年を経過するまでの間（以下「指定用途期間」という。）指定用途に供さなければならない。</u>	3 乙は、売買物件を指定期日の翌日から 年間（以下「指定用途期間」という。）指定用途に供さなければならない。  (削除)
10	4	16条の2	2		前項の場合、甲は、第3条に定める対価から、第17条、 <u>第19条第2項若しくは第19条の2第2項</u> に定める違約金並びに第19条第2項、 <u>第19条の2第2項</u> 及び第22条に定める損害賠償金その他乙に対する一切の債権相当額を差し引くことができる。	前項の場合、甲は、第3条に定める対価から、第17条若しくは <u>第19条第2項</u> に定める違約金並びに第19条第2項、 <u>第19条の3</u> 及び第22条に定める損害賠償金その他乙に対する一切の債権相当額を差し引くことができる。
11	5	17	2		前項の違約金は、第19条第2項、 <u>第19条の2第2項</u> 及び第22条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部の予定と解釈しない。	前項の違約金は、第19条第2項、 <u>第19条の3</u> 及び第22条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部の予定と解釈しない。
12	6	19	1	1	法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員	法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員

				及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが <u>暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)</u> と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。	及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴対法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
13	7	19条の2	1	<p><u>(独占禁止法違反等に係る解除)</u></p> <p>第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第8条の4第1項の規定による必要な措置を命ぜられたとき。</u></p> <p>(2) <u>独占禁止法第7条第1項若しくは同条第2項(同法第8条の2第2項及び同法第20条第2項において準用する場合を含む。)、同法第8条の2第1項若しくは同条第3項、同法第17条の2又は同法第20条第1項の規定による排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項第1号若しくは同条第2項(ただし、同条第1項第1号に係るものに限る。)の規定による罪の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されたとき(法人等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)</u></p> <p>(5) <u>地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。</u></p>	<p><u>(談合その他不正行為に係る解除)</u></p> <p>第19条の2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) <u>公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。</u></p> <p>(2) <u>公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</u></p> <p>(3) <u>公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。</u></p> <p>(4) <u>乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p>(5) <u>乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。</u></p>
14	7	19条の2	2	<p><u>2 甲が前項の規定によりこの契約を解除し、又は前項各号のいずれかに該当したことを理由として第16条の2の規定により買戻権を行使したときは、乙は甲に対し、第3条の売買代金の10分の1に相当する額の違約金を支払わなければならない。甲が被った損害がかかる違約金額を超えるときは、甲は、その超過部分の損害についても、その賠償を乙に請求することができる。</u></p>	(削除)
15	7	19条の2	2	<p><u>3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除し、又は第1項各号のいずれかに該当したことを理由として第16条の2の規定により買戻権を行使したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。</u></p>	<p><u>2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除し、又は第1項各号のいずれかに該当したことを理由として第16条の2の規定により買戻権を行使したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。</u></p>
16	7	19条の3		(追加)	<p><u>(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)</u></p> <p><u>第19条の3 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。</u></p> <p>(1) <u>前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らか</u></p>

					<p>かになったとき。</p> <p><u>(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。</u></p> <p><u>3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。</u></p> <p><u>4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。</u></p>
17	9	22	1	<p>甲、乙両者は、この契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙が第17条、<u>第19条第2項又は第19条の2第2項</u>に定める違約金を支払う場合には、それらの違約金額を超える部分の損害を賠償すれば足りるものとする。</p>	<p>甲、乙両者は、この契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求することができる。ただし、乙が第17条<u>又は第19条第2項</u>に定める違約金を支払う場合には、それらの違約金額を超える部分の損害を賠償すれば足りるものとする。</p>
18	9	23	1	<p>甲は、第21条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条に定める遅延利息、第17条、<u>第19条第2項若しくは第19条の2第2項</u>に定める違約金又は第19条第2項、<u>第19条の2第2項</u>若しくは第22条に定める損害賠償金を支払う義務があるとき、その他甲が乙に対して債権を有するときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺して残金のみを返還することができるものとする</p>	<p>甲は、第21条第2項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第5条に定める遅延利息、第17条<u>若しくは第19条第2項</u>に定める違約金又は第19条第2項、<u>第19条の3</u>若しくは第22条に定める損害賠償金を支払う義務があるとき、その他甲が乙に対して債権を有するときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺して残金のみを返還することができるものとする。</p>